

2020年度  
(令和2年度)

個人情報保護制度・情報公開制度

運営状況報告書



福 山 市

# 目 次

## I 個人情報保護制度の運営状況

<b>1 請求等の状況</b>	
(1) 個人情報取扱業務の状況	1
(2) 開示, 訂正, 削除及び中止の請求の状況	2
(3) 決定等した実施機関別の状況	2
(4) 開示請求の内容及び決定等の状況	3
<b>2 福山市個人情報保護審査会の運営状況</b>	
(1) 福山市個人情報保護審査会	1 5
(2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況	1 5
(3) 審査請求等の状況	1 5
(4) 福山市個人情報保護審査会委員	1 6
(5) 福山市個人情報保護審査会答申	1 7
<b>3 福山市個人情報保護審議会の運営状況</b>	
(1) 福山市個人情報保護審議会	3 3
(2) 苦情の申出の状況	3 3
(3) 福山市個人情報保護審議会の開催状況	3 4
(4) 福山市個人情報保護審議会委員	3 5
<b>4 啓発活動の状況</b>	
(1) 研修会の実施	3 6
(2) 制度の啓発	3 6
(3) 個人情報保護の要請	3 6
(4) インシデント報告	3 7
<b>5 その他</b>	
(1) 個人情報保護条例の改正経過	3 7

## II 情報公開制度の運営状況

<b>1 公文書の開示請求・申出の処理状況</b>	
(1) 請求・申出の状況	38
(2) 部分開示・不開示の理由別内訳	38
(3) 決定等した実施機関別の状況	39
(4) 請求等の内容及び決定等の状況	40
<b>2 福山市情報公開審査会の運営状況</b>	
(1) 福山市情報公開審査会	60
(2) 福山市情報公開審査会の開催状況	60
(3) 審査請求等の状況	60
(4) 福山市情報公開審査会委員	69
(5) 福山市情報公開審査会答申	70
<b>3 福山市情報公開運営審議会の運営状況</b>	
(1) 福山市情報公開運営審議会	77
(2) 福山市情報公開運営審議会の開催状況	77
(3) 福山市情報公開運営審議会委員	77
<b>4 情報提供の状況</b>	
(1) 市政情報室の利用	78
(2) 市政情報室の資料	78
<b>5 啓発活動の状況</b>	
(1) 制度の啓発	79
(2) 研修会の実施	79
<b>6 その他</b>	
(1) 情報公開条例の改正経過	79
(2) 文書取扱規程の改正	80

## III 資料

<b>1 条例</b>	
(1) 福山市個人情報保護条例	81
(2) 福山市情報公開条例	100

# I 個人情報保護制度の運営状況

# 1 請求等の状況

## (1) 個人情報取扱業務の状況

市では、各実施機関等がどのような個人情報を保有し、利用しているかを明らかにするため、業務の目的ごとに個人情報取扱業務として整理し、公表する制度を設けています。

届出の状況は次のとおりです。

2021年（令和3年）3月31日現在

実施機関	部 局	件 数	実施機関等	部 局	件 数
市長	市長公室	16	上下水道 事業者管理者	経営管理部	38
	企画政策部	4		工務部	47
	財政部	9		施設部	16
	税務部	36		小 計	101
	総務部	49			
	市立大学事務局	53	病院事業管理者		67
	経済部	56	議 会		6
	文化観光振興部	33	教育委員会	管 理 部	54
	環 境 部	58		学 校 教 育 部	73
	福 祉 部	67		小 学 校	2,702
	長寿社会応援部	45		中 学 校	1,246
	保 健 部	96		中・高等学校	27
	児 童 部	709		幼 稚 園	296
	まちづくり推進部	87		小 計	4,398
	市 民 部	213	選 挙 管 理 委 員 会		15
	松永支所	133	公 平 委 員 会		5
	北部支所	290			
	東部支所	91	監 査 委 員		9
	神辺支所	132			
	建設管理部	13	農 業 委 員 会		23
	土木部	70			
	都市部	82	固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		1
	福山駅前再生推進部	3			
	建 築 部	29	指 定 管 理 者		91
	会計管理者	5			
	小 計	2,379	合 計		7,095

※組織改正等に伴い前年度から11件の増

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、実施機関がイベント等の主催者として収集した入場者及び参加者の個人情報については、継続的に保有しないため個人情報取扱業務としていません。

## (2) 開示, 訂正, 削除及び中止の請求の状況

市に個人情報保有されている人は, 自己の個人情報の開示, 訂正, 削除及び中止の請求をすることができます。

開示請求の状況は次のとおりです。

なお, 訂正, 削除及び中止の請求はありませんでした。

### 開示請求の状況

(2021年(令和3年)3月31日現在)

年度	請求 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2020 年度	282	289	182	71	0	31	0	4	1
2019 年度	258	267	163	58	0	40	3	2	1

※1件の請求に対し, 複数の決定等をした場合があります。

## (3) 決定等した実施機関(事務担当課)別の状況

(2021年(令和3年)3月31日現在)

実 施 機 関	2020年度	2019年度
市 長	142	121
教 育 委 員 会	1	2
選 挙 管 理 委 員 会	0	1
監 査 委 員	0	0
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	0	0
病 院 事 業 管 理 者	146	143
議 会	0	0
合 計	289	267

※1件の請求に対し, 複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

(4) 開示請求の内容及び決定等の状況

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
1	1	2020年 4月1日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民課
2	2	2020年 4月1日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民課
3	3	2020年 4月2日	固定資産税評価額	開示	市長 資産税課
4	4	2020年 4月3日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
5	5	2020年 4月3日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
6	6	2020年 4月10日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
7	7	2020年 4月14日	PCR検査不要の根拠となるカルテ	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
8	8	2020年 4月16日	当時病名と手術日と期間	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
9	9	2020年 4月16日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
10	10	2020年 4月20日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 東部市民課
11	11	2020年 4月21日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
12	12	2020年 4月22日	固定資産税評価誤納についての記録	部分開示 (4号)	市長 資産税課
13	13	2020年 4月22日	未登記道路の税に対する返還請求を交渉してきた経緯, 対応マニュアル, 協議内容	不存在	市長 資産税課
	開示				
14	15	2020年 4月24日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
15	16	2020年 4月28日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
16	17	2020年 4月28日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
17	18	2020年 4月30日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
18	19	2020年 4月30日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
19	20	2020年 5月1日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
20	21	2020年 5月1日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
21	22	2020年 5月7日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
22	23	2020年 5月7日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
23	24	2020年 5月8日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
24	25	2020年 5月8日	土地が未登記道路の経過・返還に至った経緯	開示	市長 資産税課
25	26	2020年 5月8日	三新田の土地 2016年4月から7月までの交渉・経過	開示	市長 資産税課
26	27	2020年 5月11日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
27	28	2020年 5月13日	特別児童扶養手当申請時の診断書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
28	29	2020年 5月13日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
29	30	2020年 5月14日	軽自動車税(種別割)申告書	開示	市長 市民税課
30	31	2020年 5月18日	未登記道路に関する協議内容, 報告書, 土地境界確認確定のための測量図及び関係資料。福山市道として認定された経緯	部分開示 (4号)	市長 土木管理課
31	32	2020年 5月19日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
32	33	2020年 5月19日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
33	34	2020年 5月22日	診療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
34	35	2020年 5月22日	退院証明書, 診療情報提供書	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
35	36	2020年 5月25日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
36	37	2020年 5月27日	戸籍関係請求書, 住民票の写し等請求書	開示	市長 市民課
37	38	2020年 5月28日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民課
38	39	2020年 5月28日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
39	40	2020年 6月1日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
40	41	2020年 6月1日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
41	42	2020年 6月2日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
42	43	2020年 6月3日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
43	44	2020年 6月5日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
44	45	2020年 6月9日	住民票の写し等請求書	不存在	市長 市民課
45	46	2020年 6月10日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
46	47	2020年 6月12日	身体障がい者手帳の申請書, 診断書及び交付決定	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
47	48	2020年 6月15日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
48	49	2020年 6月17日	印鑑登録証明書交付請求書	不存在	市長 市民課
49	50	2020年 6月17日	精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の申請時の診断書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
50	51	2020年 6月22日	健診結果の写し	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
51	52	2020年 6月22日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
52	53	2020年 6月22日	印鑑証明書申請書	不存在	市長 東部市民課
53	54	2020年 6月24日	給付金申請書に添付した証明書類	開示	市長 市民生活課
54	55	2020年 6月24日	原符	部分開示 (4, 5号)	市長 情報管理課
55	56	2020年 6月24日	公的年金等支払報告書 2019年分	開示	市長 市民税課
	57		公的年金等支払報告書 2018年分	部分開示 (4号)	市長 市民税課
	58		公的年金等支払報告書 2015年度～ 2018年度	不存在	市長 市民税課
56	59	2020年 6月24日	認定調査票, 主治医意見書	開示	市長 介護保険課
57	60	2020年 6月25日	所有権移転に伴う境界確認申請書に保存してある原本	開示	市長 松永建設産業課
58	61	2020年 6月25日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
59	62	2020年 6月25日	認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
60	63	2020年 6月26日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
61	64	2020年 6月26日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
62	65	2020年 6月29日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
63	66	2020年 6月29日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
64	67	2020年 7月1日	血液検査結果	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
65	68	2020年 7月1日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
66	69	2020年 7月3日	給付金申請書	開示	市長 市民生活課
67	70	2020年 7月3日	身体障害者手帳の診断書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
68	71	2020年 7月6日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
69	72	2020年 7月9日	相続関係図	開示	市長 住宅課
70	73	2020年 7月10日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
71	74	2020年 7月14日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
72	75	2020年 7月14日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
73	76	2020年 7月14日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
74	77	2020年 7月15日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
75	78	2020年 7月16日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 市民課
	79		戸籍関係請求書ほか	不存在	市長 市民課
76	80	2020年 7月16日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
77	81	2020年 7月17日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
78	82	2020年 7月20日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
79	83	2020年 7月22日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
80	84	2020年 7月29日	評価証明書を取得する際に提出した委任状	開示	市長 税制課
81	85	2020年 7月29日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
82	86	2020年 7月30日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
83	87	2020年 7月30日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
84	88	2020年 8月3日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
85	89	2020年 8月3日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
86	90	2020年 8月3日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
87	91	2020年 8月5日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
88	92	2020年 8月6日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民課
89	93	2020年 8月6日	除籍等謄本請求について	部分開示 (4,5号)	市長 神辺市民課
90	94	2020年 8月6日	印鑑登録証明書交付申請書	部分開示 (4号)	市長 市民課
91	95	2020年 8月7日	生活保護申請の時の自分の状態が分かるもの	部分開示 (8号)	市長 生活福祉課
92	96	2020年 8月7日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
93	97	2020年 8月7日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
94	98	2020年 8月11日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
95	99	2020年 8月11日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
96	100	2020年 8月11日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見 書, 議事録	開示	市長 介護保険課
97	101	2020年 8月18日	住所異動届及び委任状	開示	市長 神辺市民課
98	102	2020年 8月19日	国調の地籍座標面積計算書	取下げ	市長 土木管理課
99	103	2020年 8月19日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
100	104	2020年 8月19日	診療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
101	105	2020年 8月19日	戸籍関係請求書	部分開示 (4, 5号)	市長 市民課
102	106	2020年 8月19日	印鑑登録証明書交付請求書	不存在	市長 市民課
103	107	2020年 8月20日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見 書, 議事録	開示	市長 介護保険課
104	108	2020年 8月21日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
105	109	2020年 8月24日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
106	110	2020年 8月25日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
107	111	2020年 8月26日	戸籍関係請求書	部分開示 (4, 5号)	市長 市民課
108	112	2020年 8月28日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
109	113	2020年 8月28日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
110	114	2020年 8月31日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
111	115	2020年 8月31日	身体障がい者手帳の診断書	取下げ	市長 障がい福祉課
112	116	2020年 9月1日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
113	117	2020年 9月1日	戸籍関係請求書	部分開示 (4, 5号)	市長 市民課
114	118	2020年 9月2日	印鑑証明発行履歴	不存在	市長 松永市民課
115	119	2020年 9月3日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
116	120	2020年 9月4日	土地改良区の開示請求についての協議録	不存在	市長 農林整備課
117	121	2020年 9月9日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
118	122	2020年 9月9日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
119	123	2020年 9月11日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
120	124	2020年 9月11日	住民票の写し等請求書, 戸籍関係等請求書	開示	市長 市民課
121	125	2020年 9月11日	戸籍関係等請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
122	126	2020年 9月14日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
123	127	2020年 9月17日	血液検査結果	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
124	128	2020年 9月18日	岡山大学病院からの診療情報提供書	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
125	129	2020年 9月18日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
126	130	2020年 9月23日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
127	131	2020年 9月23日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 北部市民課
128	132	2020年 9月28日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
129	133	2020年 9月29日	市役所内の全課に存在している自分の個人情報	取下げ	市長 情報管理課
130	134	2020年 9月29日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
131	135	2020年 10月2日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
132	136	2020年 10月5日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
133	137	2020年 10月5日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
134	138	2020年 10月5日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
135	139	2020年 10月6日	認定調査票	開示	市長 介護保険課
136	140	2020年 10月6日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
137	141	2020年 10月8日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
138	142	2020年 10月12日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
139	143	2020年 10月12日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
140	144	2020年 10月12日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
141	145	2020年 10月12日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
142	146	2020年 10月13日	住民票の写し等請求書	開示	市長 神辺市民課
143	147	2020年 10月13日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
144	148	2020年 10月16日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
145	149	2020年 10月19日	消費生活センター相談記録	開示	市長 市民生活課 (消費生活センター)
146	150	2020年 10月19日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
147	151	2020年 10月19日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
148	152	2020年 10月22日	改葬許可申請書, 死亡者一覧, 改葬同意書, 受け入れ証明書(契約書)	部分開示 (4号)	市長 市民生活課
149	153	2020年 10月22日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
150	154	2020年 10月23日	印鑑登録廃止届及び印鑑登録申請書	開示	市長 市民課
151	155	2020年 10月23日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
152	156	2020年 10月26日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
153	157	2020年 10月26日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
154	158	2020年 10月27日	住民票の写し等請求書	不存在	市長 東部市民課
155	159	2020年 10月27日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
156	160	2020年 10月30日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
157	161	2020年 10月30日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
158	162	2020年 11月2日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
159	163	2020年 11月4日	主治医意見書	開示	市長 介護保険課
160	164	2020年 11月5日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 神辺市民課
161	165	2020年 11月5日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
162	166	2020年 11月6日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民課
163	167	2020年 11月6日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 神辺市民課
164	168	2020年 11月11日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
165	169	2020年 11月11日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書, 議事録	開示	市長 介護保険課
166	170	2020年 11月13日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
167	171	2020年 11月16日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
168	172	2020年 11月18日	イコールふくやま相談の記録	部分開示 (4号)	市長 青少年・女性活躍推進課
169	173	2020年 11月20日	改葬許可申請書, 死亡者一覧, 改葬同意書, 受け入れ証明書	開示	市長 東部地域振興課
170	174	2020年 11月24日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
171	175	2020年 11月24日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
172	176	2020年 11月24日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
173	177	2020年 11月26日	診療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
174	178	2020年 11月27日	身体障害者手帳の診断書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
175	179	2020年 11月27日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
176	180	2020年 11月30日	住民票の写し等請求書	開示	市長 市民課
177	181	2020年 12月1日	私の個人情報全て (人権に関する事柄)	拒否	市長 情報管理課
178	182	2020年 12月1日	相談記録	部分開示 (4号)	市長 青少年・女性活躍推進課
179	183	2020年 12月2日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
180	184	2020年 12月4日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
181	185	2020年 12月4日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
182	186	2020年 12月7日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
183	187	2020年 12月7日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
184	188	2020年 12月10日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
185	189	2020年 12月14日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
186	190	2020年 12月15日	身体障がい者手帳の診断書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
187	191	2020年 12月21日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
188	192	2020年 12月21日	一次判定結果, 認定調査票, 主治医意見書	開示	市長 介護保険課
189	193	2020年 12月21日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
190	194	2020年 12月21日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
191	195	2020年 12月21日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
192	196	2020年 12月22日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
193	197	2020年 12月22日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 松永市民課
194	198	2020年 12月23日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
195	199	2020年 12月23日	パソコンのログデータ	取下げ	教育委員会 学事課
196	200	2020年 12月24日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
197	201	2020年 12月24日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
198	202	2020年 12月28日	介護保険被介護保険者証の再交付に関わる書類	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
199	203	2020年 12月28日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 松永市民課
200	204	2021年 1月4日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
201	205	2021年 1月4日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
202	206	2021年 1月5日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 市民課
203	207	2021年 1月7日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
204	208	2021年 1月12日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
205	209	2021年 1月13日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
206	210	2021年 1月13日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
207	211	2021年 1月14日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
208	212	2021年 1月14日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
209	213	2021年 1月14日	柔道整復施術療養費支給申請書	部分開示 (4号)	市長 保険年金課
210	214	2021年 1月15日	障害支援区分認定審査会に提出された認定調査票、医師の意見書など	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
211	215	2021年 1月15日	検査結果	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
212	216	2021年 1月15日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
213	217	2021年 1月19日	官民境界の申請書の写し 返金理由がわかる文書	部分開示 (4号)	市長 土木管理課
214	218	2021年 1月20日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
215	219	2021年 1月21日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
216	220	2021年 1月22日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
217	221	2021年 1月26日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
218	222	2021年 1月26日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
219	223	2021年 2月1日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
220	224	2021年 2月5日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民課
221	225	2021年 2月4日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
222	226	2021年 2月5日	診療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
223	227	2021年 2月8日	印鑑登録証明書交付申請書	部分開示 (4号)	市長 市民課
224	228	2021年 2月8日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
225	229	2021年 2月8日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
226	230	2021年 2月8日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
227	231	2021年 2月8日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
228	232	2021年 2月8日	市役所から送付されたマイナンバー手続書類を本人が受け取っていない根拠	不存在	市長 市民課
229	233	2021年 2月10日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 神辺市民課
230	234	2021年 2月12日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
231	235	2021年 2月15日	保育所入所申込書 保育所に入所後(時)の提出書類	開示	市長 保育施設課
232	236	2021年 2月15日	地域別住民学習事業「司会者謝礼」の領収書	開示	市長 東部地域振興課
233	237	2021年 2月15日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 沼隈支所
234	238	2021年 2月15日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
235	239	2021年 2月16日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
236	240	2021年 2月16日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
237	241	2021年 2月16日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
238	242	2021年 2月17日	犬登録台帳原簿	部分開示 (4号)	市長 生活衛生課
239	243	2021年 2月22日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
240	244	2021年 2月22日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
241	245	2021年 2月25日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
242	246	2021年 2月25日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
243	247	2021年 2月25日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
244	248	2021年 3月1日	戸籍関係請求書	部分開示 (4号)	市長 北部市民課
245	249	2021年 3月1日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
246	250	2021年 3月3日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
247	251	2021年 3月4日	住民異動届ほか	開示	市長 市民課
248	252	2021年 3月4日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
249	253	2021年 3月4日	介護保険料納付関係書	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
250	254	2021年 3月8日	生活保護費支給関係書	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課
251	255	2021年 3月8日	画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
252	256	2021年 3月8日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
253	257	2021年 3月9日	印鑑登録証明書交付申請書 住民票の写し等請求書	不存在	市長 市民課
254	258	2021年 3月10日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
255	259	2021年 3月11日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
256	260	2021年 3月15日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
257	261	2021年 3月15日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
258	262	2021年 3月16日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 沼隈支所
259	263	2021年 3月16日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
260	264	2021年 3月17日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 新市支所
261	265	2021年 3月17日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
262	266	2021年 3月18日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 松永市民課
263	267	2021年 3月18日	戸籍関係請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	請求内容等	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
264	268	2021年 3月18日	被保険者証発行者リスト(受給)(非受給) 被保険者台帳更新エラーリスト(住基)	不存在	市長 介護保険課
	269			部分開示 (4号)	市長 介護保険課
265	270	2021年 3月18日	住民異動届	開示	市長 市民課
266	271	2021年 3月18日	生活保護費に関する国からの通達文書ほか	開示	市長 生活福祉課
	272			不存在	市長 生活福祉課
267	273	2021年 3月19日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
268	274	2021年 3月19日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
269	275	2021年 3月19日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
270	276	2021年 3月22日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
271	277	2021年 3月22日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
272	278	2021年 3月23日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
273	279	2021年 3月25日	診療記録, 画像記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
274	280	2021年 3月25日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
275	281	2021年 3月26日	放課後児童クラブ事業利用申込書に添付した就労証明書	開示	市長 保育施設課
276	282	2021年 3月26日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
277	283	2021年 3月29日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
278	284	2021年 3月29日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
279	285	2021年 3月29日	診療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
280	286	2021年 3月30日	相談記録	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課
281	287	2021年 3月31日	診療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
282	288	2021年 3月31日	生活保護費支給関係書 夜間・休日等受診票発行関係書ほか	開示	市長 生活福祉課
	289			不存在	市長 生活福祉課

## 2 福山市個人情報保護審査会の運営状況

### (1) 福山市個人情報保護審査会

審査会は、保有個人情報の開示又は訂正等請求（訂正、削除及び利用の中止の請求）に対する実施機関の決定（行政処分）又はその不作為について不服がある場合の救済機関として設置されたものです。

条例35条に規定する実施機関の処分又はその不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は、明らかに不適法であることを理由として却下する場合又は審査請求に係る決定を取り消し、若しくは変更する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければならない。

なお、2020年度（令和2年度）に部分開示決定に対する審査請求が1件ありましたが、取下げとなっています。

また、前年度から審査中の1件は原処分妥当の答申を得て請求を棄却し、調査中の1件は6月9日に諮問し、答申を得て原処分を取消す裁決をし、部分開示の決定をしております。

### (2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況

開催年月日	内容
2020年5月29日	・情報管理課の答申案の審議，答申
2020年6月25日	・市民課に提出された審査請求の審議
2020年8月5日	・市民課の答申案の審議
2020年9月8日	・市民課の答申案の審議
2020年10月9日	・市民課の答申案の審議
2020年11月5日	・市民課の答申案の審議，答申

### (3) 審査請求等の状況

	年月日	案件名	実施機関	答申内容	決定内容	備考
1	申立 2002.12.23 却下 2003.3.14	境界線に係る個人情報不存在決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
2	申立 2004.8.31 諮問 2004.9.14 答申 2004.12.14 決定 2004.12.24	住民票等請求書に係る個人情報部分開示決定	市長	原処分妥当 (答申第1号)	棄却	
3	申立 2011.11.21 決定 2012.3.23	ケース記録等に係る個人情報部分開示決定	市長		開示	2012.3.23 対象文書の 全部開示
4	申立 2015.1.28 諮問 2015.3.11 答申 2015.11.1 決定 2017.1.13	エビデンス等に係る個人情報存否応答拒否決定	病院事業 管理者	原処分を取り消し 改めて開示・不開示 の決定を行うべき (答申第2号)	原決定を 取り消し 部分開示	

	年月日	案件名	実施機関	答申内容	決定内容	備考
5	請求 2018.9.7 取下げ 2018.9.10	境界確認申請等に 係る個人情報部分 開示決定	市長			
6	請求 2018.12.21 補正 2019.2.8 裁決 2019.4.15 決定 2019.4.25	弔慰金に係る個人 情報不存決定	市長		原決定を 取り消し 開示	不存決定を した課とは別の 課に存在する 公文書を開示
7	請求 2019.7.12 補正 2019.9.17 諮問 2019.11.8 答申 2020.2.10 裁決 2020.3.25	災害見舞金支給に 係る個人情報不存 在決定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
8	請求 2019.8.9 補正 2019.9.17 却下 2019.11.21	不存とした原処 分を取消して、開 示決定	市長		却下	審査請求の期限 を超過
9	請求 2019.9.17 補正 2019.11.11 諮問 2020.1.7 答申 2020.5.29 裁決 2020.6.9	災害見舞金支給に 関する公文書開示 請求に係る個人情 報不存等決定	市長	原処分妥当 (答申第4号)	棄却	
10	請求 2020.3.27 諮問 2020.6.9 答申 2020.11.5 裁決 2020.12.18	被相続人に係る個 人情報存否応答拒 否決定	市長	原処分を取り消し 部分開示の裁決を 行うべき (答申第5号)	原決定を 取り消し 部分開示	
11	請求 2020.11.30 取下げ 2021.1.12	改葬届に係る個人 情報部分開示決定	市長			

#### (4) 福山市個人情報保護審査会委員

2021年(令和3年)3月31日現在

名前	職名等
おり 折 はし 橋 よう 洋 すけ 介	広島大学教授
こ 小 ばやし 林 ひろ 広 こ 子	税理士
こ 小 じま 島 たかし 崇	弁護士
さか 坂 もと 本 とも 智 え 栄	弁護士
はぎ 萩 た 田 けい 啓 すけ 祐	弁護士

任期：2020年(令和2年)12月27日～2022年(令和4年)12月26日まで

答 申 第 4 号  
2020年（令和2年）5月29日

福山市長 枝廣 直幹 様  
（総務部情報管理課）

福山市個人情報保護審査会  
会 長 坂 本 朋 顕

個人情報不存在決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市個人情報保護条例第35条第3項に基づく、2020年（令和2年）1月7日付け福情管第304号での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

公文書開示請求書は提出されていないため保有等をしておらず開示できないとした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2018年（平成30年）9月13日

審査請求人は実施機関に対し、福山市個人情報保護条例（平成15年6月30日条例第38号）（以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、審査請求人に支払われた弔慰金に関する起案資料一式に関する個人情報開示請求（以下「別件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2018年（平成30年）9月25日

実施機関は別件開示請求に対し、保存年限満了による廃棄のため開示できないとして、処分を行い、公文書不存在等通知書（以下「別件通知書」という。）を送付した。

#### (3) 2019年（令和元年）6月13日

審査請求人は実施機関に対し別件通知書を示して、別件開示請求において公文書開示請求書と個人情報開示請求書のどちらを提出したか分からなくなったと説明を求め、実施機関は別件開示請求の際に審査請求人が提出した請求書を開示請求すれば、どちらであったか明らかになると説明した。

説明を受けて審査請求人は、条例第17条の規定に基づき、2018年（平成30年）9月13日に審査請求人が提出した公文書開示請求書及び個人情報開示請求書について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (4) 2019年（令和元年）6月13日

実施機関は、別件開示請求の際に提出された個人情報開示請求書を即時開示するとともに、本来は別件開示請求に対して「個人情報不存在等通知書」とすべきところを実施機関が誤って別件通知書を送付したものであることを説明し、公文書開示請求書は提出されておらず作成も取得もしていないため開示できないとして、本件処分を行い、個人情報不存在等通知書（以下「本件通知書」という。）を送付した。

#### (5) 2019年（令和元年）9月17日

審査請求人は、審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

#### (6) 2019年（令和元年）10月8日

実施機関は、本件審査請求書を提出した日が審査請求期間を超過しており不適

法であるとして却下通知書を送付した。

(7) 2019年(令和元年)10月18日

審査請求人は、審査請求期間の期限である9月15日が日曜日であり、翌日の9月16日が祝日であったため、本件審査請求書の提出期限は9月17日であると口頭で主張した。

(8) 2019年(令和元年)10月28日

実施機関は審査請求人の主張を認容して却下処分を取消す通知書を送付するとともに、審査請求人が審査請求により何を求めるか、実施機関が開示できると考える理由を記載するよう求める補正通知書を送付した。

(9) 2019年(令和元年)11月11日

審査請求人は本件処分を取消して部分開示とするよう求めると記載した補正書(以下「本件補正書」という。)を提出した。

(10) 2019年(令和元年)11月15日

実施機関は弁明書を送付した。

(11) 2019年(令和元年)11月29日

審査請求人は、反論書(以下「本件反論書」という。)を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は本件審査請求書、本件補正書及び本件反論書に加えて、「意見書及び質問書」及び証拠書類等を提出するとともに、審査会に出席して口頭意見陳述を行った。

本件審査請求書及び本件補正書における審査請求人の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 「2. 審査請求に係る処分」について

審査請求人は、「2019年(令和元年)6月13日つけ福情管第112号個人情報不存等決定等通知書。」と本件通知書について記載し、本件通知書の内容を転記するだけでなく、本件処分の元となる別件開示請求の請求書及び別件開示請求を行う際に提出した「開示請求したいことを書いた書面」の写しを添付し、別件開示請求の経過について記載するとともに、不存理由に不服があると記載し、「不服理由」として、開示された資料に対する審査請求人の意見や認識を記載している。

(2) 「4. 審査請求の趣旨」について

審査請求人は、本件処分の「保有等をしていない理由■作成又は取得していないため、同日請求された個人情報開示請求書に対して「個人情報不存等通知書」とすべきところを「公文書不存等通知書」としたものであり、公文書開示請求書は提出されていない。」を取消して「ア～キの項に関する対象公文書の開示」を求めると記載し、アとして別件開示請求及び本件開示請求の対応について実施機関の職員の見解等を示す文書の開示を求め、イとして別件通知書から裁決書までの経過に関する文書の開示を求め、ウとして裁決に基づいて別件開示請求に対す

る開示を行った経過に関する文書の開示を求めている。

さらに、エ及びオとして実施機関に開示請求等の記録は残っていないが、審査請求人が2015年(平成27年)6月25日に閲覧等をしたと主張する1993年(平成5年)当時の水防本部に関する文書に記載されている記録報告等の開示を求め、カとして平成5年当時の水防本部及び市の組織、事務分掌等の開示を求め、キとして災害及び人の死に関する文書の保存年限に関する文書等の開示を求めている。

また、審査請求人は本件補正書において、本件処分 of 取消を求めるとともに、本件開示請求に対して別件開示請求の請求書を「個人情報開示請求書」として開示しているのだから、「公文書開示請求書」について不存在等通知書とするのではなく、部分開示決定とすべきと記載している。

### (3) 「5. 審査請求の理由」について

審査請求人は、別件開示請求の請求書の内容を転記し、アとして別件開示請求を行う際に提出した「開示請求したいことを書いた書面」の内容を転記し、イとして別件開示請求に至る経緯及び開示等によって提供された資料の内容を記載して、審査請求人が理解できるよう説明を求めるとともに、審査請求人の知る権利が尊重されておらず条例の運用が適正でないと記載している。

また、ウとして本件通知書の「保有等をしていない理由」を転記し、別件開示請求において個人情報開示請求をしたのは自らの意思ではない旨の記載をするとともに、請求する必要がなかった理由として、別の公文書開示請求及び個人情報開示請求によって開示された資料を転記し、実施機関が個人情報を開示したのは条例の適用を誤っていると記載し、資料に記載された誤った住所が報道されたこと、審査請求人が提起した民事訴訟で証拠提出ができなかったこと等の経緯を記載し、エとして本件通知書及び別件通知書の内容を転記し、別件開示請求から別件通知書受領までの経緯及び実施機関の対応状況を記載している。

さらに、オとして別件開示請求に対して別件通知書を送付した処分は条例の適用を誤っており説明と謝罪を求めると記載し、カとして別件通知書に対して審査請求人が行った審査請求に対する裁決について条例の適用を誤っていると記載し、キとして本件通知書の内容及び別件開示請求から別件通知書受領までの経緯を転記し、実施機関の対応について説明を求め、条例の適用を誤っていると記載している。

また、審査請求人は本件補正書において、「実施機関が保有していないものについては不開示(不存在)(存否応答拒否)が良いと思っております。」と記載し、審査請求人がこれまでに行った複数の開示請求及び審査請求等の経過及び実施機関からの通知書等の内容を転記して、実施機関の対応及び処分が「不适当、不適切」などと記載し「適正な弁明を求めると記載し、本市の災害弔慰金の支給に関する条例及び水防計画の内容を転記し、それらに基づく運用及び対応について「適正な弁明を求めると記載している。」と記載している。

なお、審査請求人は本件反論書において、「福山市個人情報保護審査会会長及び

実施機関市長の裁決で確認したいと思います。」「知りたいと思うことを記載いたしますが、不必要と思われることは無視して下さい。」「審査請求人の考え、気持ちを語ります。」と記載して、これまで審査請求人が行った本件審査請求書に関するもの以外を含む開示請求書等及び実施機関からの通知書等の内容を転記し、実施機関の対応に対する請求人の考え、気持ち等を記載し、「ご説明等があれば取下げしても良いと前から考えております。」「他の審査請求等、これからの情報開示等に関しましても具体的説明が求められるのであれば納得します。」と記載している。

また、審査請求人は「意見書及び質問書」に災害時の救出等及び記録文書の保存の責任者は福山市長であると記載するとともに、実施機関の職員に対して弁明書の内容について説明を求め、これまでに審査請求人が行った開示請求等の経過及び実施機関の対応等について職員の認識及び見解を問う内容の質問10項目を記載するとともに、広島県の行政文書不存在通知書、行政文書存否応答拒否通知書、裁決書7ページと審査請求人がこれまで福山市に対して行った開示請求等に関する請求書、通知書、裁決書、資料等250ページを証拠書類等として提出していたが、口頭意見陳述において、これらの質問及び証拠書類等の説明は行わず、実施機関の口頭意見陳述に対して請求書等に記載した内容は事実であると主張するとともに、起きたことを知ってもらいたいとして、審査請求人の娘が死亡した災害の経過を述べ、娘が災害により死亡したとされたことに不服があり、福山市のみならず広島県、警察、裁判所にも開示請求等を行って事実を明らかにするよう求めてきたが、審査請求人が知りたい情報が開示されていないと主張し、開示を求めた。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 「2. 審査請求に係る処分」について

審査請求人は、審査請求に係る処分として本件通知書について記載するだけでなく、これまでの開示請求の経過及び審査請求人の意見、認識を記載しているが、これらは「審査請求の趣旨」又は「審査請求の理由」に記載すべき内容であるばかりか、事実が確認できない記載も含まれており、本件審査請求に係る処分の特定に無関係かつ不必要な記載により、実施機関を混乱させ無用の負担を強いるものである。

##### (2) 「4. 審査請求の趣旨」について

審査請求人は、本件処分の「保有等をしていない理由」を取消して「ア～キの項に関する対象公文書の開示」を求めているが、「保有等をしていない理由」は処分ではなく取り消すことはできず、「ア～キの項に関する対象公文書の開示」は、本件処分とは別の開示請求として行うべきであるとともに、制度の運用や経過について説明する文書を新たに作成するよう求めることは、本件審査請求の趣旨とはいえないばかりか不必要な記載により実施機関を混乱させ無用の負担を強いるものである。

また、本件補正書において、「公文書開示請求書」について不存在ではなく、部分

開示とすべきと記載しているが、条例第19条に定める部分開示決定とは、1件の対象公文書の一部を開示としない場合に行うものであり、「個人情報開示請求書」と「公文書開示請求書」をそれぞれ1件の対象公文書として、それぞれについて開示決定通知と不存等通知を行ったものである。

そもそも、審査請求人は本件通知書により、別件開示請求が公文書開示請求ではなく個人情報開示請求であったという情報を知り、本件開示請求の目的を達成しており、敢えて本件処分を取消して部分開示決定とするまでもない。

### (3) 「5. 審査請求の理由」について

審査請求人は、本件審査請求書において、別件開示請求等に対する処分についての経緯及び審査請求人の要望意見等を記載しているが、本件処分に対する審査請求の理由の記載はなく、審査請求の理由とは無関係であるばかりか不必要な記載により実施機関を混乱させ無用の負担を強いるものである。

また、審査請求人は、別件開示請求として提出したのが「個人情報開示請求書」と「公文書開示請求書」のどちらであったか確認するために本件開示請求を行ったのであり、「個人情報開示請求書」を即時開示するとともに「公文書開示請求書」が不存等であるとした本件処分によって、提出したのが「個人情報開示請求書」であったことが明らかになっており、開示請求の目的は達せられているにもかかわらず、本件処分を不服として取消すよう求める理由があるとは考えられない。

また、審査請求人は本件補正書において、「実施機関が保有していないものについては不開示（不存等）（存否応答拒否）で良いと思っております。」と記載しているにもかかわらず、不存等とした本件処分を不服とする本件審査請求を行った具体的な理由の記載はない。

本件補正書には本件処分に関することだけでなく、審査請求人がこれまでにを行った複数の開示請求及び審査請求等の経過及び実施機関からの通知書等の内容を転記して、実施機関の対応及び処分が「不相当、不適切」などと記載し、本市の災害弔慰金の支給に関する条例及び水防計画の内容を転記し、それらに基づく運用及び対応について「適正な弁明を求める。」と記載しているが、それらに不服等があるのであれば、それぞれの法令等に基づいて処分等を行った担当課を窓口として審査請求等を行うべきであり、本件審査請求によって文書による回答を求めることはできず、審査請求の理由にならないばかりか、本件審査請求と無関係かつ不必要な記載を繰り返すことにより実施機関を混乱させ無用の負担を強いるものである。

以上のことから、実施機関は開示請求に対して、市民の知る権利を保障する観点から条例に基づき適正に処理しており、本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 前提

審査請求人は、意見書において災害死の記録文書を永久保存する責任が市長にはあり、被災者報告書の保存は市長の責任であると主張するとともに、当審査会に説明を求めているが、審査請求人が知りたい情報を探すこと及び審査請求人への説明は当審査会の任ではないので、当審査会としては実施機関が行った本件処分の妥当性について実施機関及び審査請求人の主張に基づいて判断することとする。

### (2) 理由

審査請求人は、本件通知書の「保有等をしていない理由」を取消して、「ア～キの項に関する対象公文書の開示」を求めるとともに、「不存在等通知書」ではなく「部分開示等通知書」とすべきと主張している。

これに対して実施機関は、理由を取消することはできず、1件の対象公文書のすべてが存在しないのであり一部分を不開示として開示するのではないので部分開示とする理由がない、また、審査請求人が開示を求めているのは本件開示請求の対象公文書ではないので本件処分とは別に開示請求を行うべきであると主張している。

この点、「個人情報開示請求書」と「公文書開示請求書」は独立した別の文書である以上、部分開示決定の問題でないことは明らかである。「公文書開示請求書」が存在しない以上、不存在決定とすることが相当である。

### (3) 補足

審査請求人は、本件処分を取消して「ア～キの項に関する対象公文書の開示」を求めているが、これらは本件処分の対象公文書ではないため別の開示請求として行うべきである。そして、既に関示請求した内容を重ねて開示請求すること及び制度の運用や経過について説明する文書を新たに作成するよう求めていることは、本件審査請求の趣旨とはいえない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2020年（令和2年）1月7日	諮問書の受理
2020年（令和2年）2月10日	第1回審査会（実施機関弁明及び質疑並びに審査請求人の意見陳述及び質疑）
2020年（令和2年）3月24日	第2回審査会（答申の検討等）
2020年（令和2年）4月28日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2020年（令和2年）5月29日	第3回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	さか もと とも あき 坂 本 朋 顕	弁護士
副会長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	なか むら こう き 中 村 晃 基	弁護士
	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士

答 申 第 5 号  
2020年（令和2年）11月5日

福山市長 枝廣 直幹 様  
（市民部市民課）

福山市個人情報保護審査会  
会 長 坂 本 朋 顕

個人情報存否応答拒否決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市個人情報保護条例第35条第4項に基づく、2020年（令和2年）6月9日付け福市第93号での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報について、その存否を明らかにしないで不開示とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）については、これを取り消し、対象保有個人情報の存否を明らかにした上で、不開示情報を除いて開示する裁決を行うべきである。

### 2 審査請求の経過

(1) 2019年（令和元年）12月25日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市個人情報保護条例（平成15年6月30日条例第38号）（以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、審査請求人の亡父（以下「亡父」という。）に関する印鑑登録申請書等に関する個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）及び他の2件の開示請求を行った。

(2) 2020年（令和2年）1月23日

実施機関は、決定期限を延長した上で、本件開示請求及び他の2件の開示請求に対し、個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるとして、本件処分を含む3件の処分を行い、3件の存否応答拒否通知書を送付した。

(3) 2020年（令和2年）3月27日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

(4) 2020年（令和2年）6月9日

実施機関は、審査請求人に弁明書を送付するとともに、条例第35条第4項の規定に基づき、本審査会に諮問書を提出した。

(5) 2020年（令和2年）6月19日

審査請求人は、意見書（以下「本件意見書」という。）及び証拠書類等を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件審査請求書及び本件意見書を提出するとともに、審査会に出席して口頭意見陳述を行い、存否応答拒否とした処分を取消して開示するようを求め、理由を説明した。

審査請求人の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求に至る経過について

審査請求人は、証拠書類等として本件意見書に番号①を付けて提出するとともに、広島家庭裁判所福山支部（以下「裁判所」という。）の後見監督人選任の照会書（以下「証拠②」という。）、所有権移転登記の登記申請書（以下「証拠③」という。）、〇〇町の保有個人情報開示決定通知書及び開示文書（以下「証拠④」という。）、裁判所の第1-2回後見監督事務報告書（以下「証拠⑤」という。）、抵当権設定の登記申請書（以下「証拠⑥」という。）、裁判所の調査報告書及び第1回後見監督事務報告書（以下「証拠⑦」という。）を提出し、次のとおり経過を説明した。

- ア 2012年（平成24年）から、亡父の古い友人△△（以下「△△」という。）の勧めで、亡父と母との間で任意後見人契約を結んでいた。（証拠⑦参照）
- イ 母と姉が亡父の実印を使って亡父の意思を確認せずに財産を消費するため、2012年（平成24年）1月27日に亡父と共に〇〇町に行き、亡父の印鑑登録廃止手続きを行った。
- ウ その後の開示請求によって、2009年（平成21年）からの3年間に〇〇町が母に亡父の印鑑証明を52通発行していたことが分かった。
- エ 2012年（平成24年）2月13日に長女が広島から〇〇警察に通報し、母が暴力を振るわれたとして傷害で告訴したが、不起訴処分となった。
- オ その後、暴力を振るったとして施設に入所していた亡父との面会を閉ざされ、亡父は施設を退所し母に連れ去られた。
- カ 2012年（平成24年）3月12日に亡父の印鑑を〇〇町で登録していた。（証拠④参照）
- キ 2016年（平成28年）1月に亡父が骨折したため、姉の住所に住所を移し、8月からはグループホームに入所した。（証拠⑦参照）
- ク 福山市に住所を移す前の2016年（平成28年）3月31日の亡父の要介護申請の主治医意見書として、アルツハイマーとの診断書が出ており、重度の認知症であった。
- ケ 2016年（平成28年）5月16日に△△が亡父の印鑑証明書5通を〇〇町に交付申請していた。（証拠④参照）
- コ 2016年（平成28年）7月4日に〇〇町から転出したことにより亡父の印鑑登録を廃止していた。（証拠④参照）
- サ 2016年（平成28年）12月25日に母が亡父の後見監督人の選任を申立し、2017年（平成29年）1月19日に裁判所が母に照会書を送付し、母は1月26日に誓約書を提出し、2月2日までに長女、次女、三女が回答したが、裁判所は所在不明として長男には照会しなかった。（証拠②参照）
- シ 2017年（平成29年）1月10日に△△が亡父と間で5月31日を弁済期限とする600万円の債権契約をした。（証拠③参照）
- ス 2017年（平成29年）2月24日に裁判所が弁護士を後見監督人に選定した。（証拠②参照）
- セ 2017年（平成29年）5月2日に亡父の自宅の土地建物に抵当権を設定して株式会社□□（母と△△が代表取締役をしている。）が信用金庫から1500

- 万円を借り入れることの同意を、母が後見監督人に求めた。(証拠⑤参照)
- ソ 2017年(平成29年)5月10日に後見監督人は、3000万円の収入が  
確実であり1500万円を弁済しても被後見人のためになるとして同意した。  
(証拠⑤参照)
- タ 2017年(平成29年)5月17日に母が後見人として亡父の財産を適正に  
管理するとの誓約書を裁判所に提出している。(証拠⑤参照)
- チ 2017年(平成29年)5月22日に後見監督人が、後見人である母と亡父  
の利益相反行為に該当するとして居住用不動産についての担保提供許可の申請  
書を裁判所に提出している。(証拠⑤参照)
- ツ 2017年(平成29年)5月30日に後見監督人が、債務者を〇〇とし、抵  
当権者を信用金庫とする抵当権設定金銭消費貸借契約を締結した。(証拠⑥参照)
- テ 2017年(平成29年)7月7日に△△を権利者、亡父を債務者とする60  
0万円の債権について代物弁済の登記を行った。2か月後に、5億8千万円で地  
上権の売買が行われた。(証拠③参照)
- ト 2017年(平成29年)7月11日に福山市が交付した亡父の印鑑登録証明  
書が登記申請書に添付されている。(証拠③参照)
- ナ 2017年(平成29年)7月14日に亡父から委任を受けた△△が亡父の実  
印を使って所有権移転登記を行った。(証拠③参照)
- ニ 2017年(平成29年)7月20日付の登記申請の内容に亡父の実印が押印  
されているが、サインは亡父の筆跡ではなく姉の筆跡である。(証拠③参照)
- ヌ 所有権移転した3か月後に、土地の地上権の賃料として△△に1億5千万円  
が支払われた。
- ネ 2019年(令和元年)5月3日に亡父が死亡したが、審査請求人には知らさ  
れなかった。
- ノ 2019年(令和元年)11月29日に、亡父が死亡したことを戸籍謄本で確  
認した。

## (2)「代理人の個人情報」について

審査請求人は、亡父の相続人として裁判所から証拠②、証拠⑤、証拠⑥及び証拠⑦の開示を受けるとともに、法務局から証拠③の開示を受けており、亡父の福山市での住所及び他の親族の住所が記載されているのを確認して亡父が契約していた介護施設及び入院していた病院からカルテ等の交付を受けて状況は分かっていると主張すると共に、母が亡父の任意後見人であること及び親族が亡父の代理人として福山市に登録申請等を行ったことは知っており、存否応答拒否の理由は存在しないと主張し、亡父の代理人の権利利益を本人以外の個人情報として保護する必要があるならば、代理人の個人情報の部分を黒塗りして開示すべきと主張している。

## (3)「共同相続人の個人情報」について

審査請求人は、亡父の任意後見人である母や姉妹及び△△が亡父の代理人として亡父のサインを偽造して登記申請を行い亡父の財産を横領しており、亡父の後見人が選任された後に後見人でない者が亡父の代理人として印鑑登録を行うのは不正であると主張し、福山市で行われた亡父の印鑑登録及び証明書の発行が亡

父の権利侵害に利用されたのは明らかであると主張し、亡父の印鑑登録申請及び証明書の発行申請を姉妹が行ったのか相続人以外の第三者が行ったのかの情報は相続人の一人である審査請求人に開示すべきと主張している。

(4) 「相続される個人情報の範囲」について

審査請求人は、暴力を振るったことを理由に亡父や母から遠ざけられ、亡父が死亡したことさえ知らされなかったが、亡父の存命中に母や△△が亡父の代理人として亡父の意思にかかわりなく亡父の実印を使って不当に亡父の財産を処分するなど亡父の権利を侵害していたと主張し、亡父の印鑑登録申請及び証明書の発行申請が相続人以外の第三者によって不正に行われた可能性があるとして主張し、亡父の後見中に行われた不正な行為をただすことは相続人にしかできないことであり、亡父の長男として亡父の権利を相続した審査請求人に開示すべきと主張している。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求権について

本件審査請求は、2019年（令和元年）12月25日に審査請求人が亡父（「開示対象者」という。）の「印鑑登録が本人の意思により行われたのか代理人によるものかを知るため」個人情報開示請求を行い、実施機関は、審査請求者が開示対象者の相続人であることを確認し、審査請求人の個人情報開示請求書を受付した。

(2) 保有個人情報の開示義務について

実施機関は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求があったとき、当該保有個人情報を開示しなければならないが、条例第18条第1項各号に定める不開示情報のいずれかが保有個人情報に含まれている場合は開示しないことができる。

(3) 保有個人情報の存否応答拒否について

実施機関は、次の理由から、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで同条同項第4号の個人情報を開示することとなるので、同条第2項に基づき、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒んだものである。

ア 代理人欄に記載された個人情報について

開示請求の対象文書として想定できる「印鑑登録申請書」「代理権授与通知書」「照会回答書」の様式は、本人のみならず代理人の住所、名前、生年月日、申請意思、代理人としての地位などが記載された代理人欄も含むものである。

この代理人欄には、本人以外の個人情報又は開示することにより、本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されることとなり、その存否を回答すれば、住所が福山市にあるかないのか等の情報を開示することとなるため回答することができない。

#### イ 他の共同相続人の個人情報について

本件開示請求が相続人からであることについては、戸籍全部事項証明にて確認できているが、亡父の配偶者は生存しており、他の相続人も存在する可能性があることから、被相続人の情報イコール審査請求人「本人」の情報といえるかについては、同時に他の共同相続人の個人情報でもあり、本人の情報であるとともに他の個人の情報としての側面を有することから、本人以外の個人情報に該当し開示できない。

#### ウ 相続により継承されるべき権利義務について

本人が死亡している場合において、被相続人の生前、個人情報保護法に基づき保護の対象とされていた個人情報が、相続を原因として当然に相続人等に属する個人情報になるとは考えにくく、相続法により継承されるべきは財産法上の権利義務であり、被相続人の個人情報が当然に相続の対象となるわけではないことからすれば、相続により当然に相続人が被相続人の情報を自己の個人情報であるとして開示請求することには限界がある。(最高裁平成31年3月18日判決参照)

#### (4) 補足

実施機関においては、基本的人権の尊重や個人情報保護を基底にあらゆる業務を法令に基づいて進めているところであり、本件開示請求についても審査請求人及び開示対象者いずれの者の人権も尊重し、個人情報も守られなければならないと判断したものである。

以上のことから、存否応答拒否とした本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

### 5 審査会の判断

実施機関が審査請求人に処分の具体的な理由を説明することなく存否応答拒否とした本件処分に対して本件審査請求が行われたものであるが、当審査会のインカメラ手続きにより「印鑑登録申請書」「代理権授与通知書」「照会回答書」の3つの文書(以下「本件申請書等」という。)が対象公文書であると判断した。

#### (1) 条例第18条第1項第4号該当性について

実施機関は、亡父の相続人である審査請求人が行った亡父の個人情報の開示請求について、審査請求人を本人として受付したが、本件申請書等には代理人欄があること、亡父には他の相続人がいること、審査請求人が継承したのは亡父の権利義務の全てではなく財産上の権利義務であることから、亡父以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されている可能性があると主張するとともに、特定の個人が識別することはできないが個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるとして、存否応答拒否とする決定を行った。

これに対して審査請求人は、亡父以外の第三者が不正に亡父の実印を使用して亡父の財産に関する権利を侵害しており、これを正すためには印鑑登録申請

等を亡父以外の第三者が行った事実を知る必要があると主張するとともに、他の相続人である母が亡父の後見人であり、同じく相続人である姉妹が代理人として申請等を行ったことは裁判所から開示を受けて知っているなどと主張している。

以下文書ごとに個別に同条第1項第4号該当性を検討する。

#### ア 印鑑登録申請書

「登録する人」欄には、亡父の登録する印鑑の印影、住所、フリガナ、名前、生年月日が記載されるが、これらは審査請求人の本人の情報と見なされる。

「代理人」欄には、代理人の住所、名前、生年月日、印鑑が記載され、「受取者の署名」欄には、代理人の署名が記載されるが、本件にかかる代理人についてはこれらの情報は審査請求人の本人の情報とは見なさない。

#### イ 代理権授与通知書

「本人」欄には、亡父の登録する印鑑の印影、住所、名前、生年月日が記載されるが、これらは審査請求人の本人の情報と見なされる。

「代理人」欄には、代理人の住所、名前、生年月日が記載されるが、本件にかかる代理人についてはこれらの情報は審査請求人の本人の情報とは見なさない。

#### ウ 照会回答書

「登録者」欄には、亡父が申請した印鑑の印影、住所、署名、生年月日が記載されるが、これらは審査請求人の本人の情報と見なされる。

「代理人」欄には、代理人の住所、名前、生年月日が記載されるが、本件にかかる代理人についてはこれらの情報は審査請求人の本人の情報とは見なさない。

以上のように、本件申請書等の「代理人」欄には本人以外の個人情報が記載されており、生存する本人が開示請求した場合は代理権を授与した本人が当然知っている情報であることから本人の情報でなくとも全て開示する運用となっているが、死者の相続人が本人として開示請求した場合は代理人の情報は相続人とは別の個人の情報であり相続人が当然知っている情報とは言えないことから、同条第1項第4号に該当する。

なお、代理人欄をマスキングして部分開示した場合、亡父の印鑑登録申請が代理人によって行われた事実が分かるが、誰が行ったか分からない以上、この事実は代理人の個人情報とはいえない。

#### (2) 条例第18条第2項該当性について

実施機関は、本件申請書等について開示決定等を行うと、代理人の住所が本市にあるか否か等の情報を開示することとなるとして存否応答拒否とした。

しかしながら、本件申請書等の存否を明らかにして開示決定等を行うことで分かるのは亡父の住所が一時的に本市にあった事実であり、代理人の住所が市外にある場合は本件申請書等の代理人欄に予め印字された「福山市」を二重線で消して住所を記入している実態から、代理人の住所が必ず本市にあるわけではなく、印字された「福山市」の部分までマスキングして部分開示すれば代理人の住所を開示したことにはならない。

以上の通り、代理人欄の記載を除く記載内容は不開示情報に当たらないので

あるから、本件申請書等の存否を明らかにしても、不開示情報を開示することにはならず、同条第2項に該当しない。

(3) その他

実施機関は、口頭意見陳述において同条第1項第3号及び第6号該当性を主張したが、いずれも理由がない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2020年（令和2年）6月9日	諮問書の受理
2020年（令和2年）6月25日	第1回審査会（実施機関弁明及び質疑並びに審査請求人の意見陳述及び質疑）
2020年（令和2年）8月5日	第2回審査会（答申の検討等）
2020年（令和2年）9月8日	第3回審査会（答申の検討等）
2020年（令和2年）10月9日	第4回審査会（答申の検討等）
2020年（令和2年）11月5日	第5回審査会（答申の検討等）

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	さかもとともあき 坂本朋顕	弁護士
副会長	おりはし ようすけ 折橋洋介	広島大学教授
	こばやしひろこ 小林広子	税理士
	なかむらこうき 中村晃基	弁護士
	はぎたけいすけ 萩田啓祐	弁護士

### 3 福山市個人情報保護審議会の運営状況

#### (1) 福山市個人情報保護審議会

審議会は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、制度の改善を図ることを目的として設置されたもので、次の事項に関して実施機関の諮問に応じて審議、答申を行い、又個人情報の保護について建議することができます。

##### ① 諮問に応じて答申する事項

- ・原則として収集等を禁止された個人情報の収集等に関する事項（条例第7条）
- ・個人情報の直接収集及び本人通知の例外に関する事項（条例第8条第3項第5号、第4項第2号）
- ・保有個人情報の目的外利用等及び本人通知の例外に関する事項（条例第9条第1項に引用する条例第8条第3項第5号、第9条第4項第2号）
- ・苦情の申出に関する事項（条例第34条第5項）
- ・ネットワークに係る保有個人情報を保護するための措置に関する事項（条例第43条第2項）
- ・民間事業者が市長の協力要請又は勧告に従わない場合の事実公表に関する事項（条例第46条第3項）

##### ② 市長又は実施機関及び指定管理者から報告を受ける事項

- ・個人情報取扱業務の通知に関する事項（条例第14条第3項）
- ・開示請求に対する部分開示、不開示、存否応答拒否の決定に関する事項（条例第22条第4項）
- ・訂正等請求による一時停止を行わなかった事実に関する事項（条例第30条第2項）
- ・ネットワークに係る保有個人情報を保護するため、基本的人権が侵害されるおそれについて明白かつ差し迫った危険がある場合に講じた措置の内容に関する事項（条例第43条第3項）

##### ③ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての市長への建議

#### (2) 苦情の申出の状況

2020年度（令和2年度）の個人情報保護条例第34条に基づく苦情の申出はありませんでした。

### (3) 福山市個人情報保護審議会の開催状況

開催年月日	内容
2020年7月30日	第1回審議会 ・運営状況及び諮問事項の報告について ・広島県の「災害時における被災者氏名等の公表方針等について」に伴う個人情報の外部提供について
2020年8月28日	第2回審議会 ・「避難行動要支援者リスト（災害時提供用）」の外部提供について
2020年10月15日	第3回審議会 ・会長、副会長及び調整員の選任 ・諮問事項の報告及び福山市立大学の法人化に伴う条例改正について ・情報セキュリティ実施手順の改正について ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う外部提供等について外3件
2020年11月4日 ～11月6日	(持回り) ・市政モニター制度に伴う個人情報の本人直接収集について
2020年12月21日	第4回審議会 ・運営状況及び諮問事項の報告について ・諮問事項（持回り）に対する答申の報告について ・市政モニター制度に伴う個人情報の外部提供等について外4件
2021年3月8日	第5回審議会 ・前回諮問事項に対する答申の報告について ・予防接種の実施に関する事務に係る特定個人情報評価書の点検について外2件
2021年3月24日	第6回審議会 ・諮問事項の報告について ・予防接種法に定める定期接種業務に伴う個人情報の外部提供等について外2件
2021年3月29日	(持回り) ・在外選挙人郵便等投票に伴う個人情報の外部提供について

#### (4) 福山市個人情報保護審議会委員

2021年（令和3年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長 調整員	ふじ き よし ゆき 藤 木 賞 之	弁護士
副会長	おお はら ひろし 大 原 博	福山市自治会連合会副会長
	うち だ たか し 内 田 隆 士	連合広島福山地域協議会事務局長
	お の ひろ ゆき 小 野 裕 之	部落解放同盟福山市協議会副議長
	おお た ゆう すけ 大 田 祐 介	福山市議会議員
	ひら まえ きょう こ 平 前 恭 子	福山市女性連絡協議会書記
	やま の うえ たかし 山 之 上 卓	福山大学教授
	かん ぼら えつ ろう 神 原 悦 朗	福山市職員労働組合連合会中央執行委員長
	こ ばやし こう へい 小 林 巧 平	福山市総務局長

任期：2020年（令和2年）9月6日～2022年（令和4年）9月5日

## 4 啓発活動の状況

福山市個人情報保護条例は自己情報コントロール権を保障し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、実施機関、市民、民間事業者が一体となってプライバシー保護に努めることにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。そのため、プライバシー保護に関する意識の向上に向け、次の取組を行っています。

### (1) 研修会の実施

#### ① 外部講師による研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### ② 職員研修(情報管理課からの講師派遣分)

対 象	実施年月日	人数
新採用職員	2020年4月7日～8日(2回)	148人
新任管理者	2020年4月9日	22人
ファクシミリ公民館関係職員	2020年9月18日, 24日, 25日(3回)	167人
キラキラサポーター(子育て支援ボランティア)	2020年11月13日	12人
	(計7回)	計349人

#### ③ その他に対する研修(情報管理課からの講師派遣分)

対 象	実施年月日	人数
町内会関係者	2021年2月17日	33人
	(計1回)	計33人

### (2) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2020年(令和2年)6月に2019年度(令和元年度)の運営状況を公表しました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2020年(令和2年)6月号で、2019年度(令和元年度)の運営状況を公表しました。

### (3) 個人情報保護の要請

国・県等

- ・個人情報保護及び自己情報コントロール権の確立に向けた戸籍法及び住民基本台帳法の改正について、広島県市長会議を通じて国へ要請しています。(秋季)(春季)

#### (4) インシデント報告

個人情報の漏えい事案が発生し、広島県総務局業務プロセス課及び総務省自治行政局地域情報政策室へ8件のインシデント報告をしました。

内訳は、紛失5件（書類2件，USBメモリ3件），誤送信等2件（書類1件，メール1件），ネットへの露出1件です。

個人情報保護委員会へ報告する特定個人情報の漏えい事案はありませんでした。

## 5 その他

### (1) 個人情報保護条例の改正経過

1990年10月1日	福山市個人情報保護条例(旧条例)施行
2003年4月	個人情報保護制度に係る検討会設置
2003年6月30日	6月議会にて福山市個人情報保護条例全部改正案可決
2003年8月25日	福山市個人情報保護条例(新条例)施行
2004年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2005年2月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2006年3月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2006年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2009年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2011年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2012年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2014年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2014年12月19日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2015年10月5日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2016年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2017年9月25日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2021年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行※

※地方独立行政法人化した福山市立大学を実施機関に加えた。

## Ⅱ 情報公開制度の運営状況

## 1 公文書の開示請求・申出の処理状況

### (1) 請求・申出の状況

ここにいう「請求」とは、条例施行日(1993年(平成5年)7月1日)以後の公文書に関する開示請求に対する公文書の義務的な開示手続のことであり、「申出」とは、条例施行以前の公文書に関する開示申出に対する公文書の任意的な開示手続のことです。

公文書の開示請求・申出の件数及び決定等の状況は次のとおりです。

年度	請求 申出 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2020 年度	278	386	243	80	5	27	0	31	0
2019 年度	181	269	165	61	4	23	0	15	1

※1件の請求に対し、複数の決定等をした場合があります。

※拒否：補正に応じなかったため開示請求を拒否したもの

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

### (2) 部分開示・不開示の理由別内訳

条例第6条第1項各号に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示、不開示となった事例の不開示情報の内訳は次のとおりです。

情 報 ( 適 用 条 項 )	2020 年度	2019 年度
法 令 等 情 報 ( 第 1 号 )	0	0
個 人 情 報 ( 第 2 号 )	66	41
法 人 等 情 報 ( 第 3 号 )	44	39
生 命 等 保 護 情 報 ( 第 4 号 )	0	0
審 議 ・ 検 討 ・ 協 議 等 情 報 ( 第 5 号 )	7	5
市 政 運 営 情 報 ( 第 6 号 )	18	11
任 意 提 供 情 報 ( 第 7 号 )	2	0

※1件の決定等に対し、複数の不開示情報が存在するものがあつたため、(1)請求・申出の状況の部分開示及び不開示の件数とは一致しません。

(3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関	2020 年度	2019 年度
市 長	243	168
教 育 委 員 会	39	28
選 挙 管 理 委 員 会	0	1
監 査 委 員	0	1
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	1	2
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	99	65
病 院 事 業 管 理 者	0	1
議 会	4	3
合 計	386	269

(4) 請求・申出の内容及び決定等の状況

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
1	1	2020年 4月2日	金入り設計書 ・新池改良工事ほか1件	開示	市長 農林整備課
	2			開示	市長 港湾河川課
2	3	2020年 4月3日	福山市障害福祉課宛に提出された〇〇 (株)からの謝罪文, 反省文	部分開示 (2号)	市長 障がい福祉課
3	4	2020年 4月3日	確認台帳の写し 第122号ほか6件	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
4 ※	5	2020年 4月3日	金入り設計書 ・道整第885~894号 市道等維持修繕業 務委託(A~J区域)ほか7件	開示	市長 道路整備課
5	6	2020年 4月6日	金額入り設計書 ・中津原浄水場導水ポンプ設置工事(その 2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
6	7	2020年 4月10日	福山市ホームページに掲載された「人事異 動に関する市長記者会見」に係る記者会見 及び掲載の起案	開示	市長 情報発信課
	8			開示	市長 秘書課
7 ※	9	2020年 4月14日	・福山市水道工事設計資材単価一覧表(コ ード含む) ・福山市下水道工事設計資材単価一覧表 (コード含む)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
8 ※	10	2020年 4月14日	金入り設計書 ・出原浄水場計装設備点検業務委託ほか 3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
9	11	2020年 4月16日	指定避難所である小中学校の体育館に使用 している板ガラスの種類と面積が分かる 資料	部分開示 (2号)	教育委員会 施設課
10	12	2020年 4月20日	市民税に関する福山市役所の内規	開示	市長 納税課
	13			開示	市長 市民税課
11 ※	14	2020年 4月21日	曙公園展示(SL)D51860に関する 書類	開示	市長 公園緑地課
12 ※	15	2020年 4月22日	金入り設計書 ・福山城公園除草清掃(前期分)業務委 託ほか7件	開示	市長 公園緑地課
13	16	2020年 4月22日	資産税に関わる過去20年間の過誤納返 還金支払金件数と返還金年数の件数 福税第〇〇号の経緯ほか	不存在	市長 納税課
	17			開示	市長 税制課
	18			不存在	市長 税制課
14	19	2020年 4月22日	水呑町三新田土地区画整理事業下新田循 環線外3路線道路築造工事について	部分開示 (2,3号)	市長 都市整備課
15	20	2020年 4月23日	福山市中央斎場, 西部斎場, 神辺斎場の 指定管理者の募集要項, 仕様書ほかの記 録	部分開示 (2,3,5号)	市長 市民生活課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
16	21	2020年 4月23日	金入り設計書 ・新池改良工事	開示	市長 農林整備課
17	22	2020年 4月23日	保育所等入所申込の状況について ・保育の必要性3号認定に関する処分等の件数 ・保育所等入所に関する処分等の件数 ・育児休業者の状況 保育の必要性の認定及び保育所等入所承諾の事務取扱マニュアル等	取下げ	市長 保育施設課
18	23	2020年 4月27日	2020年度保育所等入所申込の状況(〇〇園) ・保育の必要性3号認定に関する処分等の件数ほか ・認定及び入所の取扱条例, 規則, 要領, 要綱, マニュアル等	不存在	市長 保育施設課
	24			部分開示 (2号)	市長 保育施設課
19 ※	25	2020年 4月28日	水道工事積算において使用されるデータコードの設定一覧資料	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
20 ※	26	2020年 4月30日	大気汚染防止法第17条7における変更届ほか ・処理装置を有する施設で最新年度の届出	部分開示 (3号)	市長 環境保全課
21 ※	27	2020年 5月1日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-46)ほか 8件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
22 ※	28	2020年 5月1日	金入り設計書 ・道路改良工事(藤江48号線)ほか 3件	開示	市長 港湾河川課
	29			開示	市長 道路整備課
	30			開示	市長 松永建設産業課
23	31	2020年 5月8日	金額入り設計書 ・熊野寺迫ポンプ所電気設備工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
24	32	2020年 5月12日	保険料10万円以上の全保険契約と共済契約の証券 建物, 公用車	部分開示 (3号)	市長 管財課
	33			部分開示 (3号)	教育委員会 施設課
25 ※	34	2020年 5月12日	金入り設計書 ・(仮称)福山市駅家西交流館新築植栽工事	部分開示 (3,6号)	市長 営繕課
26	35	2020年 5月13日	金入り設計書 ・新涯ポンプ場ポンプ設備工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
27	36	2020年 5月13日	〈2019年(令和元年)10月4日公告〉 竹ヶ端運動公園庭球場人工芝張替工事の 金入り設計書一式	開示	市長 公園緑地課
28	37	2020年 5月13日	・特定動物のうち「ねこ科」の動物の増減届等 ・特定動物のうち「ねこ科」の動物を飼養している法人又は個人が何頭飼養しているかがわかる書類	取下げ	市長 観光課
29	38	2020年 5月15日	店舗販売業・薬局の届出店舗一覧	取下げ	市長 保健所総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
30	39	2020年 5月18日	福山市上下水道局営業関連業務等業務委託の仕様書・特記事項、質問回答書、参加者の業務提案書	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
31 ※	40	2020年 5月19日	医薬品販売業、毒物劇物一般販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可(登録)の一覧	取下げ	市長 保健所総務課
32 ※	41	2020年 5月19日	金額入り設計書 ・坪生・蔵王幹線下水道築造工事(31-1)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
33 ※	42	2020年 5月20日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-27)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
34	43	2020年 5月25日	・福山駅南北土地の等価交換等に関する協定書等 ・福山駅北口広場整備の内容ほか ・福山駅前再生及び駅北口広場整備推進に向けた市民アンケート調査の結果	開示	市長 都市計画課
	44			部分開示 (2, 3, 5, 6, 7号)	市長 都市計画課
35	45	2020年 5月25日	市議会の議事録及び関係図面等	不存在	議会 議事調査課
36 ※	46	2020年 5月25日	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅から提出された重要事項説明書	部分開示 (2, 3号)	市長 介護保険課
37	47	2020年 5月25日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-52)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
38	48	2020年 5月26日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改2-6)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
39	49	2020年 5月26日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改2-4)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
40 ※	50	2020年 6月1日	金入り設計書 ・配水管布設工事(六拡2-3)ほか13件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
41 ※	51	2020年 6月1日	金入り設計書 ・河川掘浚工事(安井川)ほか10件	開示	市長 港湾河川課
	52			開示	市長 道路整備課
	53			取下げ	市長 北部建設産業課
	54			取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
42 ※	55	2020年 6月1日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-46)ほか17件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
43	56	2020年 6月1日	金入り設計書 ・実施設計業務委託(単2-3)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
44 ※	57	2020年 6月2日	岩石採取認可申請書(福山市内の稼働中の全採石場)	部分開示 (3号)	市長 土木管理課
45	58	2020年 6月4日	工事設計書一式(金額入り) ・配水管布設工事(配整2-52)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
46 ※	59	2020年 6月5日	福山市下水道設計資材単価一覧表 福山市下水道設計資材単価コード表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
47	60	2020年 6月5日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改31-26)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
48	61	2020年 6月8日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改31-26)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
49	62	2020年 6月9日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改31-26)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
50	63	2020年 6月12日	金入り設計書 ・福山市西部市民センター非常照明改修 工事	部分開示 (6号)	市長 設備課
51	64	2020年 6月12日	国民生活センターによる蓄熱式湯たんぽ が爆発した原因分析調査票	開示	市長 市民生活課 (消費生活センター)
52	65	2020年 6月16日	福山駅北口広場整備基本方針で示された 用地取得に要する費用の根拠となった不 動産鑑定書など	部分開示 (2,3号)	市長 都市計画課
53	66	2020年 6月18日	金入り設計書 ・街路改良工事(都市計画道路駅前府中 線・2-1)	開示	市長 福山道路・幹線道路課
54	67	2020年 6月18日	金入り設計書 ・中津原浄水場工水1系北沈殿池傾斜板 取替工事ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
55 ○※	68	2020年 6月19日	福山城再建事務所が関わった文書	開示	市長 文化振興課
56	69	2020年 6月19日	金入り設計書 ・円形管理設工事(都市2-5)ほか9 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
57	70	2020年 6月19日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-60)ほか 4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
58 ○※	71	2020年 6月23日	福山城が建てられる際に発足した福山城 再建事務所についての全資料	取下げ	教育委員会 教育総務課
59	72	2020年 6月23日	14ブロック及び23ブロック整地工事 実施設計書	部分開示 (2,3号)	市長 都市整備課
60	73	2020年 6月26日	金入り設計書 ・福山市立道上小学校運動場敷地拡張造 成工事ほか1件	開示	市長 神辺建設産業課
	部分開示 (2,3,6号)			市長 公園緑地課	
61	75	2020年 6月26日	上水道を年間36000m <sup>3</sup> 以上使用している 事業場を水量の多い順に並べた表	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
62	76	2020年 6月29日	福山駅南北の土地交換に関して差額56 00万円を支払うことで等価となると判 断した根拠の不動産鑑定書	部分開示 (2,3号)	市長 都市計画課
63	77	2020年 6月29日	福山駅南北の土地交換に関して差額56 00万円を支払うことで等価となると判 断した根拠の不動産鑑定書	部分開示 (2,3号)	市長 都市計画課
64	78	2020年 6月29日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-50)ほか 3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
65	79	2020年 7月1日	福山市電子図書貸出しサービスに伴う起案	開示	教育委員会 中央図書館
	80			部分開示 (2, 3, 6号)	教育委員会 中央図書館
66 ※	81	2020年 7月1日	金入り設計書 ・道路転落事故防止工事(万能倉法成寺 2号線外2路線)ほか10件	開示	市長 北部建設産業課
	82			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	83			開示	市長 松永建設産業課
	84			開示	市長 道路整備課
	85			開示	市長 港湾河川課
	86			開示	市長 神辺建設産業課
	87			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
67 ※	88	2020年 7月1日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-53)ほか 21件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
68	89	2020年 7月3日	福山市がJR西日本と5600万円を支払 う協定書を結んで、福山駅北口広場と南 口の土地を等価交換する根拠となる不動 産鑑定書	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
69 ※	90	2020年 7月3日	福山市水道工事設計資材単価一覧表(コ ード含む)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
70	91	2020年 7月3日	日本共産党福山市市議会議員団の備品台 帳	取下げ	議会 庶務課
71 ※	92	2020年 7月7日	(仮称)福山市総合体育館建設工事の工 事成績評定通知書	取下げ	市長 技術検査課
72	93	2020年 7月7日	上水道を直近2ヶ月で6000m <sup>3</sup> 以上、また は年間36000m <sup>3</sup> 以上使用している事業場 を水量の多い順に並べた表	不開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
73	94	2020年 7月8日	福山市がJR西日本と5600万円を支払 う協定書を結んで、福山駅北口広場と南 口の土地を等価交換する根拠となる不動 産鑑定書	部分開示 (2, 3号)	市長 都市計画課
74	95	2020年 7月9日	ふれあいプラザ年度協定関係書ほか	部分開示 (2, 3号)	市長 高齢者支援課
75	96	2020年 7月9日	ため池の届出保有資料(防災重点に限 る)	部分開示 (2号)	市長 農林整備課
76	97	2020年 7月9日	建設(解体)工事に係る資材の再資源化 等に関する法律第10条第1項の規定に より提出された届出書	取下げ	市長 建築指導課
77	98	2020年 7月10日	2020年度福山市防災会議に係る起案	部分開示 (2, 3号)	市長 危機管理防災課
78	99	2020年 7月10日	福山市職員が酒気帯び運転で逮捕され た件に係る起案	部分開示 (2号)	市長 人事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
79	100	2020年 7月14日	2006年3月下旬頃に相談した記録 福山市立〇〇小学へ臨時事務員として、 勤務したことの証明	不存在	教育委員会 学事課
80	101	2020年 7月14日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改2-14)ほか12 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
81	102	2020年 7月15日	金入り設計書 ・円形管理設工事(私道2-4)ほか2 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
82 ※	103	2020年 7月15日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-29)ほか 4件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
83	104	2020年 7月20日	入札公告, 入札条件, 仕様書等 ・食肉センターマンホールポンプ汚水ポ ンプ点検業務委託ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
84	105	2020年 7月30日	福山市電子図書サービスに伴う起案	開示	教育委員会 教育総務課
	部分開示 (5,6号)			教育委員会 教育総務課	
	開示			教育委員会 中央図書館	
	部分開示 (2,3,6号)			教育委員会 中央図書館	
85 ※	109	2020年 8月3日	金入り設計書 ・道路舗装工事(福山駅南本庄線外1路 線)ほか6件	開示	市長 道路整備課
	110			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	111			開示	市長 神辺建設産業課
	112			開示	市長 港湾河川課
	113			開示	市長 沼隈建設産業課
	114			開示	市長 北部建設産業課
86 ※	115	2020年 8月3日	金入り設計書 ・下水道施設改築工事(2-1)ほか5 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
87 ※	116	2020年 8月3日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-23)ほか 11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
88	117	2020年 8月5日	福山市図書館協議会に係る起案を含むす べて	部分開示 (2号)	教育委員会 教育総務課
	118			取下げ	教育委員会 教育総務課
	119			開示	教育委員会 中央図書館
	120			部分開示 (2,3号)	教育委員会 中央図書館

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
89	121	2020年 8月5日	福山美術館の動産総合保険証券 放課後児童クラブの施設賠償保険の証券	部分開示 (3号)	市長 文化振興課
	122			部分開示 (3号)	市長 保育指導課
90	123	2020年 8月6日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-6)福山市 駅家町外2か町地内ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
91 ※	124	2020年 8月11日	大気汚染防止法に基づく「ばい煙発生施 設設置(使用,変更)届出書」	取下げ	市長 環境保全課
92	125	2020年 8月12日	〇〇町から搬入の可燃粗大ごみ ナンバ ープレート〇〇番	開示	市長 環境施設課
93	126	2020年 8月17日	福山市住居表示に関する条例第3条・同 規則第3条に基づく住居番号設定整理 簿)と当該の住居表示台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
94	127	2020年 8月17日	金入り設計書 ・福山市上下水道局公告第165号ほか6 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
95	128	2020年 8月17日	配水管布設工事(配整2-28)に係る 金入り設計書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
96	129	2020年 8月17日	水路の境界について市職員,隣人,地区 長が話し合った資料	不存在	市長 沼隈建設産業課
97	130	2020年 8月18日	・下水道工事(円形管理設含む)資材単 価資料 ・上水道工事(配水管工事)資材単価資 料	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
98	131	2020年 8月18日	「千年開校準備会」を開催する根拠とな る設置要綱及び決定した文書 各地域(自治会),保護者会,P T A等に 「準備会要員」の選出を依頼した文書 「新しい学校づくりに向けた説明会」の 記録	開示	教育委員会 学校再編推進室
	132			部分開示 (2,3号)	教育委員会 学校再編推進室
99	133	2020年 8月19日	金入り設計書 ・河川掘峻工事(安井川)ほか5件	開示	市長 港湾河川課
	134			開示	市長 道路整備課
100	135	2020年 8月20日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-49)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
101 ※	136	2020年 8月21日	市立高校における,「校則」「生徒心得」 「生徒規則」や関連する「細則」など	開示	教育委員会 福山中学校・高等学校
102	137	2020年 8月21日	金入り設計書 ・福山市上下水道局公告第262号ほか6 件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
103	138	2020年 8月21日	福山市土地改良区 定款変更許可関係書	部分開示 (2,3号)	市長 農林整備課
104	139	2020年 8月24日	金入り設計書 ・伊勢丘A配水池耐震補強工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
105	140	2020年 8月24日	金入り設計書 ・箕沖浄水場1系沈殿池機械設備取替工 事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
106 ※	141	2020年 8月25日	金額入り設計書 ・道路舗装工事(総合体育館周辺道路)	開示	市長 道路整備課
107	142	2020年 8月26日	金入り設計書 ・配管布設工事(配整2-3)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
108	143	2020年 8月28日	金入り設計書 ・(仮称)熊野ポンプ所電気設備取替工事 ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
109	144	2020年 8月31日	金入り設計書 ・「熊野寺迫ポンプ所機械設備工事」ほか 9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
110 ※	145	2020年 9月1日	金額入り設計書 ・下水道施設改築工事(2-2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
111 ※	146	2020年 9月1日	金入り設計書 ・自転車通行空間整備工事(東福山駅前 幹線・2-1)ほか7件	開示	市長 道路整備課
	147			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	148			開示	市長 北部建設産業課
	149			開示	市長 港湾河川課
	150			開示	市長 農林整備課
	151			開示	市長 公園緑地課
112 ※	152	2020年 9月1日	金入り設計書 ・円形管理設工事(都市2-4)ほか1 9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	153			開示	市長 農林整備課
113	154	2020年 9月2日	災害対策基本法に基づき福山市が自治 会、自主防災組織に作成依頼をした地区 防災(避難)計画	不開示 (7号)	市長 危機管理防災課
	155			部分開示 (2号)	市長 危機管理防災課
114 ※	156	2020年 9月3日	水道工事積算において使用されるデー タコードの設定一覧資料	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
115 ※	157	2020年 9月3日	金入設計書 ・配水管布設工事(配整2-28)ほか 11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
116 ※	158	2020年 9月3日	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 届け出事業所の一覧	取下げ	市長 環境保全課
117	159	2020年 9月4日	酒気帯び運転で逮捕された福山市職員 の勤務及び処分に伴う起案	部分開示 (2,3,6号)	市長 人事課
	160			部分開示 (2号)	市長 保険年金課
118	161	2020年 9月4日	福山市土地改良区に関わる関係書類	部分開示 (2,3号)	市長 農林整備課
119	162	2020年 9月4日	水道工事積算において使用されるデー タコードの設定一覧資料	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
120	163	2020年 9月7日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-83)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
121	164	2020年 9月8日	金入り設計書 ・竹ヶ端運動公園陸上競技場改修工事	開示	市長 建設政策課
122	165	2020年 9月9日	福山市商業施設損害保険契約書ほか	部分開示 (2号)	市長 経済総務課
123	166	2020年 9月9日	福山市図書館協議会に係る起案	開示	教育委員会 教育総務課
	167			部分開示 (2,6号)	教育委員会 教育総務課
	168			不存在	教育委員会 教育総務課
124	169	2020年 9月9日	長期優良住宅建築計画等に基づいて通知 を受けた建物の建築確認申請図面	取下げ	市長 建築指導課
125	170	2020年 9月10日	金入り設計書 ・円形管理設工事(下水2-7)ほか6 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
126	171	2020年 9月11日	金入り設計書 ・箕島地区水路改良工事	不存在	市長 農林整備課
127 ※	172	2020年 9月14日	金入り設計書 ・(仮称)伊勢丘ポンプ所電気設備設置工 事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
128	173	2020年 9月15日	金入り設計書 ・真田川排水機場No.3ポンプ取替工事ほ か1件	開示	市長 松永建設産業課
	174			開示	市長 道路整備課
129	175	2020年 9月15日	金入り設計書 ・中津原浄水場濃度設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
130 ※	176	2020年 9月16日	「児童生徒用学習端末導入に関する公募 型プロポーザルの実施結果について」の 企画提案書提出者のプレゼン資料と採点 結果	取下げ	教育委員会 教育総務課
131	177	2020年 9月16日	金入り設計書 ・(仮称)伊勢丘ポンプ所電気設備設置工 事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
132	178	2020年 9月17日	大気汚染防止法に基づく煤煙発生施設設 置事業所の一覧	取下げ	市長 環境保全課
133 ※	179	2020年 9月18日	屋外広告物許可等申請者受付の際の窓口 での確認について(依頼)及び参考資料	開示	市長 土木管理課
134	180	2020年 9月18日	金入り設計書 ・サヤ管推進工事(工水配改2-1)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
135	181	2020年 9月23日	道路調査書 福山市〇〇町〇〇前面道路	部分開示 (2,3号)	市長 建築指導課
136 ※	182	2020年 9月23日	金入り設計書 ・機織排水区雨水貯留施設築造工事(そ の2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
137	183	2020年 9月25日	金入り設計書 ・2号集落道整備工事(R2-1)	開示	市長 農林整備課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
138 ※	184	2020年 9月29日	金入り設計 ・箕島地区水路改良工事ほか8件	不存在	市長 農林整備課
	185			開示	市長 農林整備課
	186			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	187			開示	市長 川南まちづくり課
	188			開示	市長 北部建設産業課
	189			開示	市長 港湾河川課
139 ※	190	2020年 9月29日	金入り設計書 ・小口径管推進工事(下水2-3)ほか18件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
140 ※	191	2020年 10月2日	福山市下水道工事設計資材単価一覧表 (コード含む)	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
141 ※	192	2020年 10月2日	市発注工事の積算設計に使用する福山市 独自の資材単価表	開示	市長 技術検査課
142 ※	193	2020年 10月5日	ばい煙発生施設(使用, 変更)届出書で 届け出されている施設名ほかのデータ	取下げ	市長 環境保全課
143	194	2020年 10月5日	金入り設計書 ・手城ポンプ場遊水池整備工事(その 2)」	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
144	195	2020年 10月7日	金入り設計書 ・雨水貯留施設整備工事(総合体育館基 盤整備・1-1)	開示	市長 道路整備課
145	196	2020年 10月8日	令和3年度使用福山市中学校教科用図書 の採択に関する資料 令和3年度使用福山市中学校教科用図書 研究調査員名簿	開示	教育委員会 学びづくり課
146 ※	197	2020年 10月9日	「ふくやま芸術文化ホール文化芸術創造 拠点形成事業ーコネクテッドシティふく やまー」の実施根拠, 事業概要ほか	部分開示 (2, 3号)	市長 文化振興課
147 ※	198	2020年 10月9日	金入り設計書 ・小口径管推進工事(下水2-3)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
148	199	2020年 10月12日	地質調査技師の資格を持っている人の名 前, 登録年月日	部分開示 (2, 3号)	市長 営繕課
149	200	2020年 10月12日	福山市「市民活動総合補償制度」に関す る資料	部分開示 (3号)	市長 協働のまちづくり課
150 ※	201	2020年 10月13日	金入り設計書 ・福山市立光小学校給水設備他改修工事 ほか1件	開示	教育委員会 施設課
151 ※	202	2020年 10月13日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改2-2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
152	203	2020年 10月13日	金入り設計書 ・配水管布設工事(工二改28-1)ほ か4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
153 ※	204	2020年 10月19日	金入り設計書 ・道路舗装工事(曙新涯8号線)第1回 変更後	開示	市長 道路整備課
154 ※	205	2020年 10月19日	金入り設計書 ・配水管閉塞工事(配水2-3)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
155	206	2020年 10月19日	通級指導教室に関連して、学校毎の相談 希望記入件数、通常学級の指導等の記 録、「相談したい」と記載された方への対 応を記録した文書。	部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
156 ※	207	2020年 10月19日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-68)ほか 8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
157 ○	208	2020年 10月20日	福山城鐘櫓修復工事の図面データ	開示	市長 営繕課
158 ※	209	2020年 10月20日	金入り設計書 ・(仮称)伊勢丘ポンプ所電気設備設置工 事ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
159	210	2020年 10月23日	都市計画道路 鷹取本庄線の道路完成後 の形状が把握できる計画平面図等	開示	市長 福山道路・幹線道路課
160	211	2020年 10月23日	市長、市議、元市長の政治資金収支報告 書	不存在	市長 秘書課
	不存在			議会 庶務課	
161 ※	213	2020年 10月29日	金入り設計書 ・道路舗装工事(大谷台30号線)ほか 6件	開示	市長 道路整備課
	214			開示	市長 農林整備課
	215			開示	市長 公園緑地課
	216			開示	市長 松永建設産業課
	217			開示	市長 北部建設産業課
162 ※	218	2020年 10月29日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改2-26)ほか 8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
163 ※	219	2020年 10月29日	金入り設計書 ・手城ポンプ場遊水池整備工事(その 2)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
164	220	2020年 10月29日	全皮膚科の一覧	取下げ	市長 保健所総務課
165	221	2020年 11月2日	福山市長とJR西日本の岡山支社長が交わ した確認書	部分開示 (3号)	市長 都市計画課
166 ○	222	2020年 11月2日	福山市○○町○○ 分筆に係る登記嘱託 書	開示	市長 管財課
167	223	2020年 11月4日	(仮称)千年小中一貫教育校開校準備委 員会に関連して(公開質問状)その4の 回答について、市長、教育長が検討し、 決裁した経緯及び回答内容	不開示 (5号)	教育委員会 学校再編推進室

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
168 ※	224	2020年 11月6日	金入り設計書 ・中津原浄水場監視制御設備工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
169	225	2020年 11月9日	金入り設計書 ・松永ポンプ場沈砂池耐震化工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
170	226	2020年 11月10日	金入り設計書 ・松永2号雨枝線築造工事(2工区)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
171	227	2020年 11月16日	金入り設計書 ・2号集落道整備工事第5回変更	開示	市長 農林整備課
172	228	2020年 11月16日	金入り設計書 ・耐震性貯水槽設置工事(鞆町後地宮ノ前)	開示	市長 道路整備課
173	229	2020年 11月16日	福山市内の80学区・地区ごとの地区防災計画と作成状況(駅家学区と深津学区)	部分開示 (2号)	市長 危機管理防災課
174	230	2020年 11月19日	金入り設計 ・福山通運ローズスタジアム走路等改修工事	開示	市長 スポーツ振興課
175	231	2020年 11月19日	金入り設計書 ・福山市沼隈体育センター人工芝張替工事	開示	市長 沼隈建設産業課
176	232	2020年 11月19日	中央2号・中央5号幹線築造工事の公告	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
177	233	2020年 11月19日	金入設計書 ・配水管布設工事(配整2-61)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
178	234	2020年 11月19日	金入設計書 ・服部公園遊具更新工事	開示	市長 公園緑地課
179	235	2020年 11月20日	金入り設計書 ・道路転落事故防止工事(津之郷36号線)ほか4件	開示	市長 道路整備課
180	236	2020年 11月24日	金入り設計書 ・河川掘浚工事(青木川その2)道路転落事故防止工事(熊野59号線)ほか7件	開示	市長 港湾河川課
	237			開示	市長 道路整備課
	238			開示	市長 農林整備課
	239			開示	市長 公園緑地課
181	240	2020年 11月24日	福山市〇〇町〇〇に対し不法占有の通告をした文書及び図面 不法占有を確認をした資料	不存在	市長 土木管理課
182	241	2020年 11月24日	小学校元校長がパワーハラスメントを訴えた事案で、福山市が設置した調査委員会の調査結果	取下げ	市長 人事課
183	242	2020年 11月25日	小学校元校長のパワーハラスメントを訴えた事案で、福山市が設置した調査委員会の調査結果	開示	市長 人事課
	243			部分開示 (2,6号)	市長 人事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
184	244	2020年 11月25日	金入設計書 ・金原池改良工事	開示	市長 農林整備課
185 ※	245	2020年 12月1日	金入り設計書 ・道路改良工事(道上36号線)ほか9 件	開示	市長 神辺建設産業課
	246			開示	市長 公園緑地課
	247			開示	市長 北部建設産業課
	248			開示	市長 農林整備課
	249			開示	市長 道路整備課
186 ※	250	2020年 12月1日	金入り設計書 ・出水1号線雨水幹線築造工事(8工 区)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
187	251	2020年 12月2日	2021年度(令和3年)に使用する教 科用図書に係る福山市中学校教科用図書 調査委員会委員名簿	開示	教育委員会 学びづくり課
188	252	2020年 12月2日	新浜浄化センター跡地の杭の状況の図面 及び詳細	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
189 ※	253	2020年 12月3日	工事成績評定書(過去5か年度分)	取下げ	市長 技術検査課
190 ※	254	2020年 12月3日	金入り設計書 ・舗装復旧工事(福山Aブロック)16第 20号ほか84件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
191	255	2020年 12月4日	「平成30年7月豪雨に伴う向永谷土石流 に係る調査結果」の作成に使用された資 料	開示	市長 北部建設産業課
	256			部分開示 (2号)	市長 北部建設産業課
192	257	2020年 12月8日	ため池台帳2000年更新分	開示	市長 北部建設産業課
193	258	2020年 12月10日	土木工事 資材単価資料(若しくは工事 に使用する材料費が判る資料)	開示	市長 技術検査課
194	259	2020年 12月14日	福山市〇〇町〇〇付近の公図が正しいと 説明できる図面等	部分開示 (2号)	市長 土木管理課
195	260	2020年 12月15日	福山市教育委員会のパワハラ疑義事案に 関する資料	不存在	市長 人事課
	261			開示	市長 人事課
	262			部分開示 (2,6号)	市長 人事課
	263			不存在	教育委員会 学事課
	264			開示	教育委員会 学事課
	265			部分開示 (6号)	教育委員会 学事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
196 ※	266	2020年 12月16日	金入り設計書 ・川南2号幹線下水道築造工事(2-1)ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
197 ※	267	2020年 12月18日	自治会(町内会)設置防犯灯電気料金市負担要領の改訂点及びその経緯・理由が分かる会議資料, 議事録	開示	市長 土木管理課
198 ※	268	2020年 12月18日	路外駐車場設置届出書(〇〇福山店)	取下げ	市長 都市計画課
199	269	2020年 12月21日	・文教経済委員会の資料「福山市・沼隈町合併建設計画及び福山市・神辺町合併建設計画の変更について」ほか ・教育委員会会議の報告「(仮称)千年小中一貫教育校の開校に向けた取組状況について」ほか	不存在	議会 議事調査課
	270			不存在	市長 文化振興課
	271			不存在	教育委員会 教育総務課
	272			開示	教育委員会 教育総務課
200 ※	273	2020年 12月22日	福山市教育委員会のパワハラ疑義事案に関する調査報告書並びに同事案に関する調査委員会に係る議事録等	部分開示 (2,6号)	市長 人事課
	274			不存在	市長 人事課
201 ※	275	2020年 12月25日	金入り設計書 ・妙砂古池廃止工事ほか15件	開示	市長 農林整備課
	276			開示	市長 松永建設産業課
	277			開示	市長 北部建設産業課
	278			開示	市長 沼隈建設産業課
	279			開示	市長 公園緑地課
	280			開示	市長 道路整備課
202 ※	281	2020年 12月25日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-89)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
203	282	2020年 12月25日	都市計画道路 鷹取本庄線(令和3年3月供用予定200m区間)の平面図	開示	市長 福山道路・幹線道路課
204	283	2020年 12月28日	路外駐車場設置届出書 天満屋福山店駐車場(天満屋福山店地階2階, 地下3階)	開示	市長 都市計画課
205 ※	284	2021年 1月6日	期間満了による継続申請により食品営業許可を取得した施設の一覧	取下げ	市長 生活衛生課
206	285	2021年 1月7日	金入り設計書 ・北吉津曙線No.3, No.4区域街路樹維持管理業務委託ほか3件	開示	市長 公園緑地課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
207	286	2021年 1月7日	金入り設計書 ・道路標識張替工事(福山市緑町公園屋 内競技場)	開示	市長 道路整備課
208	287	2021年 1月13日	金入り設計書 ・下水道施設寿命化工事(2-3)ほか 18件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
209	288	2021年 1月13日	「山野小学校の児童を山野中学校へ引越 させる説明会」に関する記録ほか	不存在	教育委員会 施設課
	289			不存在	教育委員会 学校再編推進室
210	290	2021年 1月13日	福山道路・福山沼隈道路の公聴会のパワ ーポイント資料のデータ	開示	市長 福山道路・幹線道路課
211	291	2021年 1月13日	介護保険賦課資料	部分開示 (2,6号)	市長 介護保険課
212	292	2021年 1月15日	住居表示台帳の写し 福山市全域 全461街区 住居表示番 号	部分開示 (2号)	市長 市民課
213	293	2021年 1月15日	金入り設計書 ・福山市庁舎航空障害灯改修工事ほか1 9件	開示	市長 設備課
	294			開示	市長 営繕課
	295			開示	市長 北部建設産業課
	296			開示	市長 松永建設産業課
	297			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	298			開示	市長 港湾河川課
	299			開示	市長 農林整備課
	300			開示	市長 公園緑地課
	301			開示	市長 神辺建設産業課
214	302	2021年 1月18日	金入り設計書 ・平成26年度中央2号・中央5号幹線 築造工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
215	303	2021年 1月19日	福山市〇〇町〇〇付近の青線(用水路)の 官民境界がわかる図面	部分開示 (2号)	市長 土木管理課
216	304	2021年 1月19日	福山市〇〇町〇〇付近の里道の官民境界 がわかる図面	部分開示 (2号)	市長 土木管理課
217	305	2021年 1月19日	国土調査の時地番が有る土地の処理の方 法を定めた文書	不存在	市長 土木管理課
218	306	2021年 1月19日	福山市建設工事最低制限価格事務取扱要 領に基づき0%から0.3%の任意の数 値を算出するエクセルシートほか	開示	市長 建設政策課
	307			不存在	市長 建設政策課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
219	308	2021年 1月21日	〇〇公民館の町づくり懇談会の補助金の 使途について	部分開示 (2号)	市長 東部地域振興課
	309			不存在	市長 東部地域振興課
220	310	2021年 1月21日	〇〇公民館で「放課後クラブの指導者に 支給される助成金の領収書ほか	取下げ	市長 東部地域振興課
221	311	2021年 1月22日	〇〇公民館で放課後子ども教室の運営補 助金の処理内容	部分開示 (2号)	市長 東部地域振興課
222	312	2021年 1月25日	市民図書館で保有するDVDの目録。ただ しアニメを除く。	開示	教育委員会 中央図書館
	313			部分開示 (2号)	教育委員会 中央図書館
223 ※	314	2021年 1月26日	金入り設計書 ・服部永谷頭首工災害復旧工事ほか1件	開示	市長 北部建設産業課
224 ※	315	2021年 1月27日	福山市下水道設計資材単価一覧表 福山市下水道設計資材単価コード表	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
225 ※	316	2021年 1月28日	金入り設計書 ・通学路整備工事(万能倉37号線)ほ か12件	開示	市長 北部建設産業課
	317			開示	市長 神辺建設産業課
	318			開示	市長 都市整備課
	319			開示	市長 道路整備課
	320			開示	市長 公園緑地課
226 ※	321	2021年 1月28日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改2-35)ほか 2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
227	322	2021年 2月1日	土地区画整理事業による測量図 南蔵王 町4丁目ほか	開示	市長 都市整備課
228 ※	323	2021年 2月1日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配改2-29ほか8 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
229	324	2021年 2月8日	市営住宅管理台帳ほか	開示	市長 住宅課
	325			部分開示 (2,3号)	市長 住宅課
230	326	2021年 2月8日	市営住宅工事関係書ほか	不存在	市長 営繕課
	327			部分開示 (2,3号)	市長 営繕課
231 ※	328	2021年 2月9日	パワーハラスメント事案の調査結果に関 する市から県教委及び市教委への通知	開示	市長 人事課
	329			部分開示 (2,6号)	市長 人事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
232	330	2021年 2月10日	介護保険収入額集計表ほか	開示	市長 会計課
	331			部分開示 (2号)	市長 会計課
	332			不存在	市長 会計課
233	333	2021年 2月10日	金入り設計書 ・井戸1号池改良工事	開示	市長 神辺建設産業課
234	334	2021年 2月12日	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 発生届	部分開示 (2号)	市長 保健予防課
235 ※	335	2021年 2月15日	福山城再建事務所の資料の中にある市長 公室長のメモ	不存在	市長 文化振興課
236	336	2021年 2月15日	金入り設計書 ・(仮称)福山市立鞆の浦学園太陽光発電 設備工事ほか15件	開示	市長 設備課
	337			開示	教育委員会 施設課
237	338	2021年 2月15日	金入り設計書 ・中津原浄水場監視制御設備工事(工事 番号576第18号)ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
238	339	2021年 2月16日	総合評価方式・技術評価点の各社配点の 内訳 ・(仮称)福山市立千年小中一貫教育校校 舎新築工事	部分開示 (3号)	市長 建設政策課
239	340	2021年 2月16日	金入り設計書 ・箕島浄水場1系沈澱池機械設備取替工 事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
240	341	2021年 2月18日	金入り設計書 ・造成工事((仮称)福山市立千年小中一 貫教育校敷地・2-2)	開示	市長 道路整備課
241	342	2021年 2月18日	総合評価方式・技術評価点の各社配点の 内訳 ・(仮称)福山市立千年小中一貫教育校校 舎新築工事	部分開示 (3号)	市長 建設政策課
242 ※	343	2021年 2月19日	福建指〇〇号に基づく 意見の聴取会に おける議事録及び配布文書	取下げ	市長 建築指導課
243	344	2021年 2月19日	工事設計書 ・配水管布設工事(配整2-72)ほか 1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
244	345	2021年 2月25日	各種支出負担行為原議書、調定額整理 票、税・税外収入整理表、歳計外基金受 払整理表	部分開示 (2,3号)	市長 介護保険課
245 ※	346	2021年 2月26日	金入り設計書 ・水路掘浚工事(釜屋水路)ほか8件	開示	市長 港湾河川課
	347			開示	市長 道路整備課
	348			開示	市長 北部建設産業課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
246 ※	349	2021年 2月26日	金入り設計書 ・配水管布設工事（配整2-69）ほか 3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
247	350	2021年 3月1日	福山市立大学のエレベーターに関する請 求書，契約書，定期点検報告書	部分開示 (2,3号)	市長 福山市立大学事務局総務課
248 ※	351	2021年 3月1日	金入り設計書 ・舗装復旧工事（福山Aブロック）ほか 5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
249	352	2021年 3月2日	金入り設計書 ・大山ポンプ場耐震診断調査業務委託ほ か1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
250 ※	353	2021年 3月3日	金入り設計書 ・新涯第6公園防球フェンス設置工事	開示	市長 公園緑地課
251 ※	354	2021年 3月4日	コンビニエンスストアの新築の建築許可 計画について公開による意見の聴取会に おける議事録及び配布文書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
252	355	2021年 3月8日	農地転用（〇〇町）5条許可による申請内 容の変更について 和解の仲介における申立人の事前調査報 告書	部分開示 (2,3,5号)	農業委員会 農業委員会事務局
253	356	2021年 3月8日	金入り設計書 ・松永浄化センター汚泥処理棟外設備工 事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
254	357	2021年 3月10日	図書館で保有するDVDの目録。ただし アニメを除く。	不開示 (2号)	教育委員会 中央図書館
255	358	2021年 3月10日	福山市動物愛護センターが収容動物の致 死処分の基準を見直した文書 収容動物の月別・犬猫別の致死処分状況	開示	市長 生活衛生課 (動物愛護センター)
256	359	2021年 3月10日	福山市動物愛護センターが収容動物を引 き渡す譲渡団体リスト 譲渡団体別（個人向け譲渡を除く）の犬 猫の譲渡状況	部分開示 (2号)	市長 生活衛生課 (動物愛護センター)
257 ※	360	2021年 3月10日	金入り設計書 ・千田浄水場北配水池外高中木伐採業務 委託 594第20号ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
258	361	2021年 3月15日	福山市住居表示に関する条例第3条・同 規則第3条に基づく住居番号設定整理 簿，住居表示台帳	部分開示 (2号)	市長 市民課
259	362	2021年 3月18日	2020年度文書件名簿 国からの通達文書（生活保護費に関する 改訂文書）	部分開示 (2号)	市長 生活福祉課
260 ※	363	2021年 3月22日	金入り設計書 ・千田浄水場北配水池外高中木伐採業務 委託	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
261	364	2021年 3月22日	金入り設計書 ・排水施設土木工事（林崎・黒迫地区）	開示	市長 沼隈建設産業課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
262	365	2021年 3月24日	一般社団法人〇〇が、福山市へ申請した指定障害福祉サービス(指定就労継続支援A型事業所)指定申請書、定員増加の変更届出書等	部分開示 (2,3,5号)	市長 障がい福祉課
263	366	2021年 3月24日	工事積算に含まれる受入費Ms再資源化(単位m <sup>3</sup> )の単価一覧(特定建設資材の廃棄物の業者別受入金額)	開示	市長 道路整備課
264	367	2021年 3月24日	金入り設計書 ・(仮称)福山市服部交流館増築他給排水衛生ガス設備工事ほか1件	取下げ	市長 設備課
265 ※	368	2021年 3月25日	「避難行動要支援者 避難支援プラン作成者名簿」の制度に対する意見・要望・地域での課題について整理された書類、それらの意見・要望に対する検討内容	開示	市長 福祉総務課
	369			不存在	市長 福祉総務課
266	370	2021年 3月25日	〇〇犬舎に係る届出書等全て	部分開示 (2,3,6号)	市長 生活衛生課 (動物愛護センター)
267	371	2021年 3月29日	図書館がDVDの取得及び除籍に係る起案文書	開示	教育委員会 中央図書館
	372			部分開示 (2,3号)	教育委員会 中央図書館
268	373	2021年 3月29日	ケースワーカー新旧一覧表(2020年度)	開示	市長 生活福祉課
269	374	2021年 3月29日	2019年度2020年度公文書開示請求書ほか	不開示 (6号)	市長 情報管理課
270	375	2021年 3月30日	金入り設計書 ・道路舗装工事(津之郷37号線・ゼロ市債)	開示	市長 道路整備課
271	376	2021年 3月30日	金入り設計書 ・(仮称)福山市服部交流館増築他給排水衛生ガス設備工事ほか1件	開示	市長 設備課
272	377	2021年 3月30日	金入り設計書 ・(仮称)伊勢丘ポンプ所電気設備設置工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
273	378	2021年 3月30日	三新田区画整理審議会議事録	部分開示 (2,5,6号)	市長 都市整備課
274 ※	379	2021年 3月30日	金入り設計書 ・配水管布設工事(配整2-30)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
275 ※	380	2021年 3月30日	金入り設計書 ・取付管理設工事(2-392)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
276 ※	381	2021年 3月30日	金入り設計書 ・道路災害復旧工事(上山南23号線)ほか8件	開示	市長 道路整備課
	382			開示	市長 港湾河川課
	383			開示	市長 沼隈建設産業課
	384			開示	市長 神辺建設産業課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 (事務担当課)
277	385	2021年 3月31日	金入り設計書 ・排水施設機械設備工事(林崎・黒迫地区)	開示	市長 沼隈建設産業課
278	386	2021年 3月31日	金入り設計書 ・下水道施設改築工事(2-2)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

・請求件数の※は電子申請，○は申出です。

・2020年度(令和2年度)の電子申請は89件，申出は4件です。

## 2 福山市情報公開審査会の運営状況

### (1) 福山市情報公開審査会

審査会は、公文書の開示決定等又はその不作為について不服がある場合の救済機関として設置されたものです。条例第21条に規定する実施機関の処分又はその不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は明らかに不適法であることを理由として却下するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、決定その他の措置を講じることになります。

2019年度（令和元年度）に審査請求があった5件のうち、既に不適法として却下していた1件のほか、審査中であった1件は開示すべきとの答申を得て開示し、調査中であった3件は必要な補正がなされなかったため不適法として却下しました。

2020年度（令和2年度）は、審査請求が5件ありましたが、そのうち1件は請求を認容して開示し、1件は不適法として却下し、2件は審査中、1件は調査中です。

### (2) 福山市情報公開審査会の開催状況

開催年月日	内容
2020年4月28日	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2020年5月29日	・危機管理防災課に提出された審査請求の審議
2020年6月25日	・危機管理防災課の答申案の審議
2020年8月5日	・危機管理防災課の答申案の審議，答申 ・運営状況の報告
2021年3月25日	・学校再編推進室に提出された審査請求の審議

### (3) 審査請求等の状況

	年月日	案件名	実施機関	答申内容	決定内容	備考
1	申立	政策調整会議における審議経過等についての拒否決定	市長	一部を除き公開すべき (答申第1号)	一部変更	
	諮問					
	答申					
	決定					
2	申立	(仮称)多治米南土地区画整理事業B調査(前半)報告書についての一部承諾決定	市長	原処分妥当 (答申第2号)	棄却	
	諮問					
	答申					
	決定					

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定内容	備考
	申立 諮問 取下げ	年月日					
3	申立 諮問 取下げ	1999. 10. 1 1999. 10. 5 1999. 11. 16	道路台帳平面図についての一部承諾決定	市長			是正措置を講じたため
4	申立 諮問 答申 決定	1999. 11. 26 1999. 11. 30 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長，助役，収入役，東京事務所長の交際費(相手方明記)についての一部承諾決定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
5	申立 諮問 答申 決定	1999. 12. 2 1999. 12. 8 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長，助役，収入役，東京事務所長の公務関係の交際費支出についての一部承諾決定	市長			
6	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2000. 6. 28	福山道路・西環状線環境評価準備書に係る市長意見についての一部承諾決定	市長			2000. 6. 19 対象公文書の公開
7	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2001. 3. 5	福山道路・西環状線環境評価準備書に関する県からの意見の概要と福山道路の見解書についての一部承諾決定	市長			2001. 1. 17 対象公文書の公開
8	申立 諮問 答申 決定	2001. 4. 24 2001. 4. 26 2001. 9. 6 2001. 9. 17	教職員の行政処分に関する公文書についての一部承諾決定	教育委員会	一部を除き公開すべき (答申第4号)	一部変更	
9	申立 却下	2007. 4. 19 2007. 5. 25	建築計画概要書について公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
10	申立 諮問 取下げ	2008. 5. 16 2008. 6. 5 2008. 7. 22	福山駅前広場整備に伴う福山城外堀遺構の取扱いに関する国との協議内容についての公文書部分開示決定	教育委員会			2008. 7. 22 対象公文書の開示
11	申立 諮問 答申 決定	2008. 5. 23 2008. 6. 10 2008. 10. 10 2008. 10. 20	芦田町ほ場整備事業に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第5号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定内容	備考
	申立 取下げ						
12	2008.5.23 2008.5.26	ほ場整備区域内で 施工された市道の 用地買収に関する 公文書部分開示決 定	市長				不要な情報 まで開示し たとの申立 て
13	2009.6.3 2009.6.22 2009.10.2 2009.10.13	平成19年8月吉日 に提出された「事 前指導申請につい て(依頼)」の開示 された書類の未開 示部分に関する公 文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第6号)	棄却		
14	2010.1.28 2010.2.23 2010.8.26 2010.9.21	鞆に関する伝建・ 重文等に関わる文 化庁及び広島県と 協議した報告文書 及び資料に関する 公文書部分開示決 定	教育委員 会	不開示部 分の一部 を除き妥 当 (答申第7号)	一部変更		
15	2010.5.24 2010.7.22 2011.4.15 2011.5.9	同道地区ほ場整備 工事の法的根拠、 このほ場整備工事 による(B/C)に関 する公文書不存在 決定	市長	公文書不存 在決定の 取り消し (答申第9号)	決定の 取り消し		
16	2010.8.30 2010.9.14 2011.2.24 2011.3.10	北部建設産業課内 の人事異動に伴う 事務引継書に関す る公文書不存在決 定	市長	原処分妥当 (答申第8号)	棄却		
17	2012.5.10 2012.7.6	・広島県大学図書 館協議会総会への 出席(復命)に関す る部分開示決定 ・同協議会に福山 市立大学附属図書 館が加盟した資料 と同協議会協議会 より入手した資 料。	市長		開示等	2012.7.6 開示決定等 の取消し及 び対象文書 の開示	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定内容	備考
18	申立 決定	2012.7.2 2012.12.25	平成17年6月定例市議会で執行後報告された「市立〇〇中学校においての体罰行為に対する損害賠償」を不開示とした決定	市長		開示等	2012.12.25 部分開示決定を追加して決定
19	申立 決定	2012.7.10 2012.11.12	台風の影響で福山市東深津町地内における崖崩れが起きた箇所を危険な区域として、建設政策課が保有する資料を不開示とした決定	市長		開示	2012.11.12 対象文書の全部開示
20	申立 諮問 答申 決定	2012.7.10 2012.10.4 2013.1.16 2013.1.29	台風の影響で福山市東深津町地内における崖崩れが起きた箇所で、以前の土砂災害を含めた資料に関する公文書不存決定	市長	原処分妥当 (答申第10号)	棄却	
21	申立 決定	2012.7.25 2012.12.25	平成4年3月定例市議会において執行後報告された「遠足中の児童の負傷事故1件」を不開示とした決定	市長		開示等	2012.12.25 部分開示決定を追加して決定
	申立 諮問 答申 決定	2012.7.25 2012.12.25 2013.4.24 2013.5.9	平成16年5月臨時市議会において、執行後報告された交通事故の記載等に関する対象文書の部分開示決定等	市長	原処分妥当 (答申第11号)	棄却	
22	申立 諮問 答申 決定	2013.4.24 2013.5.22 2014.3.27 2014.6.30	保健部総務課が行った条例第6条第1項第3号及び第6号を理由とした部分開示決定	市長	一部開示すべき (答申第12号)	一部変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定内容	備考
	申立	取下げ					
23	申立 却下	2013. 5. 13 2013. 5. 27	〇〇さんと〇〇さんの保育所入所手続に関する書面についての公文書存否応答拒否決定	市長		却下	
24	申立 決定	2013. 10. 29 2013. 12. 9	路上放置自転車に関する公文書についての公文書不存在決定	市長		部分開示	2013. 12. 9 不存在決定を取消し対象文書の部分開示決定
25	申立 諮問 取下げ	2013. 12. 5 2014. 1. 31 2014. 3. 7	福山市内の小学 2 年生と小学 5 年生の少女誘拐事件の資料の公文書部分開示決定	教育委員会			
26	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 10 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給に関する書類の公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第 13 号)	棄却	
27	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 16 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給に関する書類の公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第 14 号)	棄却	
28	申立 取下げ	2014. 3. 6 2014. 3. 7	福山市ホームページに関する公文書不存在決定	市長			
29	申立 決定	2014. 8. 7 2014. 10. 1	財務関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
30	申立 諮問 答申 決定	2014. 8. 11 2014. 9. 16 2015. 2. 20 2015. 4. 30	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	教育委員会	一部開示 すべき (答申第 15 号)	原決定の一部変更	
31	申立 決定	2014. 8. 28 2014. 12. 24	出納員収納事務に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
	申立 諮問 取下げ	2014. 8. 28 2014. 12. 24 2015. 1. 21	出納員収納事務に関する公文書不存在決定	市長			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
32	申立 決定	2014.9.2 2014.10.28	出納員収納事務に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
	申立 決定	2014.9.2 2014.10.28	出納員収納事務に関する不存在決定	市長		開示	
33	申立 取下げ	2014.9.3 2014.9.9	高額医療費申請書に関する公文書部分開示決定	市長			
34	申立 決定	2014.9.3	出納員収納事務に関する部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
35	申立 決定	2014.9.12 2014.10.28	OCR納付書, OCR領収書, 原符, 及び現金取扱領収証書に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
36	申立 決定	2014.9.30 2014.10.29	出納員収納事務に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
37	申立 諮問 取下げ	2014.10.1 2015.1.6 2015.1.21	現金出納状況報告書とOCR納付書とOCR領収証書に関する公文書不存在決定	市長			
38	申立 諮問 答申 決定	2014.11.4 2014.12.4 2015.9.18 2015.12.2	福山市商業施設の委託事業者を選定するプロポーザルの提案書に関する部分開示決定	市長	一部開示 すべき (答申第16号)	原決定の一部変更	
39	申立 裁決	2014.11.19 2017.9.8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		開示	
40	申立 決定	2014.11.21 2014.12.22	配水管布設工事書類に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者		原決定の一部変更	
41	申立 裁決	2014.12.2 2017.9.8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		開示	
42	申立 決定	2014.12.22 2015.1.8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
43	申立 諮問 答申 裁決	2015.1.21 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	出納員収納事務に関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
44	申立 諮問 答申 裁決	2015.2.20 2018.1.12 2018.5.24 2018.6.28	地籍図面に関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第20号)	棄却	
45	申立 諮問 答申 裁決	2015.3.24 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿の公文書不 開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定の 一部変更	
46	申立 取下げ	2015.6.9 2015.6.24	前渡金出納簿に関する公文書不 存在決定	市長			
47	申立 取下げ	2015.6.10 2015.7.8	前渡金出納簿に関する公文書不 存在決定	市長			
48	申立 諮問 答申 裁決	2015.7.1 2018.5.15 2019.1.24 2019.2.8	滞納整理簿に関する公文書不 開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定の 一部変更	
49	申立 諮問 裁決	2015.8.11 2017.10.20 2017.11.14	財務関係簿冊に関する公文書部 分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
50	申立 決定	2015.8.26 2015.9.27	法人名に関する公文書部 分開示決定	市長		原決定の 一部変更	
51	申立 諮問 答申 裁決	2015.9.8 2018.3.13 2018.9.27 2018.10.12	現金取扱領収書に関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
52	申立 取下げ	2015.9.14 2016.9.21	納付書に関する公文書部 分開示決定	上下水道 事業管理 者			
53	申立 補正 裁決	2015.9.15 2017.10.4 2017.10.25	支払明細に関する公文書部 分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
54	申立 決定	2015.9.29 2015.10.28	領収済通知書に関する公文書部 分開示決定	市長		原決定の 一部変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
	申立 裁決	2015.12.11 2017.11.1					
55	申立 裁決	2015.12.11 2017.11.1	申請書に関する公文書不 存在決定	市長		開示	
56	申立 取下げ	2016.5.2 2016.6.6	現金取扱員に関する公文書部分開示決定	市長			
57	申立 諮問 答申 裁決	2016.5.25 2018.3.13 2018.5.24 2018.6.21	生活保護手帳に関する公文書不 存在決定	市長	原処分妥当 (答申第21号)	棄却	
58	審査 裁決	2016.7.7 2017.9.22	税・税外収入整理表に関する公文書不 存在決定	市長		開示	
59	審査 補正 裁決	2016.7.21 2017.8.31 2017.9.27	工事書類に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
60	審査 諮問 答申 裁決	2016.9.15 2017.10.19 2018.2.15 2018.6.8	法人名に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
61	審査 補正 裁決	2016.9.16 2017.12.5 2017.12.27	法人名、金額に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
62	審査 諮問 答申 裁決	2016.9.21 2017.10.13 2017.11.20 2018.1.22	領収書に関する公文書部分開示決定	農業委員 会	原処分妥当 (答申第17号)	棄却	
63	審査 裁決	2016.10.19 2017.12.27	業務委託実施設計書に関する公文書部分開示決定	教育委員 会		開示	
64	審査 諮問 答申 裁決	2017.1.13 2017.10.19 2018.2.15 2018.6.8	個人名、法人名に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
65	審査 補正 裁決	2017.1.27 2017.9.8 2017.10.11	個人名、法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
66	審査 補正 裁決	2017.1.30 2017.9.8 2017.10.2	法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
67	審査 補正 裁決	2017.3.2 2017.9.8 2017.10.2	設計書に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
68	審査 諮問 答申 裁決	2017.3.8 2017.10.17 2017.12.21 2018.1.23	起案作成時の第1次判断に関する公文書部分開示決定	選挙管理委員会	原処分妥当 (答申第18号)	棄却	
69	審査 補正 裁決	2017.4.21 2018.3.1 2018.3.20	起案作成時の第1次判断に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
70	審査 補正 裁決	2017.4.24 2017.12.22 2018.2.16	原本と写しの不開示部分の相違	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
71	審査 補正 裁決	2017.5.11 2017.11.14 2017.11.29	再振込依頼書に関する公文書不存在決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
72	審査 補正 裁決	2017.5.12 2018.3.1 2018.3.20	個人名に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
73	審査 補正 裁決	2017.5.16 2017.12.5 2017.12.27	個人名、法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
74	審査 補正 裁決	2017.5.18 2017.11.14 2017.12.6	法人名に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
75	審査 諮問 答申 裁決	2018.6.15 2018.8.17 2019.4.25 2019.6.6	医療事故報告に関する公文書不開示決定	病院事業管理者	一部開示すべき (答申第24号)	部分開示	
76	審査 却下	2019.9.27 2019.10.30	消防組合に関する公文書開示請求拒否決定	市長		却下	審査請求の期限を超過
77	審査 諮問 答申 裁決	2020.1.6 2020.2.18 2020.8.5 2020.8.19	地域防災計画に関する公文書部分開示決定	市長	開示すべき (答申第25号)	開示	
78	審査 決定 裁決	2020.2.17 2020.2.27 2020.6.11	話し合いの資料に関する公文書不存在決定	教育委員会		取消して 部分開示 却下	補正にも取下げにも応じなかったため
79	審査 補正 裁決	2020.2.17 2020.3.2 2020.6.11	アンケートに関する公文書不開示決定	教育委員会		却下	必要な補正がなされなかったため
80	審査 補正 裁決	2020.3.2 2020.4.8 2020.7.10	話し合いの資料に関する公文書不存在決定を取消して部分開示決定	教育委員会		却下	必要な補正がなされなかったため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
81	審査 補正 諮問	2020.12.14 2021.1.4 2021.3.26	不法占用に関する 公文書不存在決定	市長			審査中
82	審査 諮問	2020.12.18 2021.3.4	公開質問状に対す る回答の決裁に関 する公文書不開示 決定	教育委員 会			審査中
83	審査 裁決	2021.1.4 2021.1.14	公函に関する公文 書部分開示決定	市長		認容して 開示	「旧函」の 開示
84	審査 裁決	2021.1.26 2021.3.2	「旧函」の開示を 求める審査請求を 認容して開示	市長		却下	裁決に対し 審査請求で きないため
85	審査	2021.3.10	パワハラ疑義事案 の報告書に関する 公文書部分開示決 定	市長			調査中

**(4) 福山市情報公開審査会委員**

2021年（令和3年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	せ お よし ひろ 瀬 尾 義 裕	弁護士
副 会 長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ぼやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	なか むら こう き 中 村 晃 基	弁護士
	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士

任期：2019年（令和元年）7月1日～2021年（令和3年）6月30日

答 申 第 2 5 号  
2020 年（令和 2 年）8 月 5 日

福山市長 枝廣 直幹 様  
（総務部危機管理防災課）

福山市情報公開審査会  
会長 瀬 尾 義 裕

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第 21 条第 4 項に基づく，2020 年（令和 2 年）2 月 18 日  
付け福危第 116 号での諮問について，別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

地区防災計画の各地区の作成済の状況を示す資料について、法人等情報に該当する部分を除いて、部分開示とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）については、これを取り消し、開示する裁決を行うべきである。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2019年（令和元年）12月13日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、各学区の自主防災組織が作成する地区防災計画（以下「地区計画」という。）の各地区の作成済の状況を示す資料について公文書開示請求を行った。

#### (2) 2019年（令和元年）12月24日

実施機関は、作成状況を一覧表にまとめた「学区地区・防災（避難）計画」の作成状況について（以下「作成一覧表」という。）を対象公文書として特定するとともに、作成一覧表のうち各学区地区における地区計画作成の進捗状況の内訳（以下「各学区の内訳」という。）を不開示情報とする本件処分を行い、公文書部分開示決定通知書を送付した。

#### (3) 2020年（令和2年）1月6日

審査請求人は、本件処分に対し、各学区の内訳を不開示とする「公文書部分開示決定通知を取消して開示すべき」として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### (4) 2020年（令和2年）2月10日

実施機関は、本件処分に違法又は不当な点はないとする弁明書を送付した。

#### (5) 2020年（令和2年）2月12日

審査請求人は、弁明書に対する反論書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書に記載した主張並びに審査会における口頭での意見陳述及び実施機関に対する質疑での主張の要旨は次のとおりである。

#### (1) 審査請求書に記載された主張

福山市地域防災計画（以下「市の計画」という。）に「市等は、市民に対し自

主防災に関する広報活動を積極的に行うとともに、自主防災活動を行うために必要な資料を提供する。」と記載があり、市民が自主的防災活動を行うために必要な資料として各学区の内訳を提供すべきであり、開示を求める。

各学区の自治会加入率等のデータは公表されているのと同様に、作成一覧表の各学区の内訳を公表しても各学区の自治会等の運営上の地位が損なわれることはなく、むしろ公表すべきである。

## (2) 反論書に記載された主張

危機管理防災課に対して、自らが居住する地域の自主防災組織の作成状況を知るために各学区の内訳を問合せたが回答が得られなかったので開示請求したのであるが、市民には自らが居住する地域の自主防災組織の情報を知る権利があり、これを市民が知り評価することで自主防災組織の自主性、独立性を阻害することではなく、むしろ作成一覧表を全て開示することで隣接する自主防災組織の相互協力体制の確立など相互に各学区の内訳を知ることが活動を円滑にする。

地区計画の作成は市から自主防災組織に支出される補助金の対象となる活動であり、各学区の内訳を公表すると自主防災組織の社会的地位が損なわれるとして不開示とすると、補助金の元となる税金の支出について市民は知ることができず、市と市民との信頼関係が損なわれるばかりか、自主防災組織の公共的、民主的な組織としての位置づけを損なわれることで、自主防災組織の主体である市民の権利利益が損なわれることになる。

自主防災組織は、市の計画における「市等」に含まれるので条例第6条第1項第3号に定める法人等には該当しないので不開示の理由にならない、また、市が積極的な広報活動として講師派遣、啓発活動、支援者派遣を行っているとしても、開示請求に対して各学区の内訳を不開示とする理由とは関係ない。

## (3) 口頭での意見陳述及び実施機関に対する質疑における主張

学区地区の自治会等が有する正当な権利利益及び公にすることで損なわれる事業運営上の地位その他社会的な地位を保護するとして自主防災組織運営側である自治会等の役員を保護するとしているが、自治会等の役員に付度するよりも、そこに居住している市民が各学区の内訳を知る権利を優先すべきである。

実施機関は、各学区の内訳は公表を目的としない公文書の情報であるとするが、公表を目的とする公文書との線引きを示しておらず、自主防災活動に必要な資料として実施機関が集めた情報は公表を目的とするか否かにかかわらず、公文書として可能な限り公表すべきである。

自主防災活動は、各学区の内訳を市民が知り自治会等の役員を評価し批判することで促進されるのであり、実施機関が公表しても自主防災組織の自主性や役員との信頼関係が損なわれることはなく、むしろ実施機関が各学区の内訳を公表しなければ、市民は自らの地区学区に地区計画が有るか無いかも知ることができず自主防災活動の促進は阻害されることになる。

実施機関から各学区の内訳が公表されなければ自治会等に属していない4割の市民は避難の必要性について知ることができず、市民自らが避難等の防災活動を考え自分を守るという市民の権利が損なわれるので、各学区の内訳は、市の計

画における「自主防災活動を行うために必要な資料」に当たり、「市民に対し自主防災に関する広報活動を積極的に行う」ものとして公表すべきである。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 地区計画について

地区計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第42条第1項に基づき、地区内の居住者等が共同して行う防災活動に関する地区計画について定めるものである。

近年の異常気象による大雨など行政だけでは対応できない大規模災害が多発化する中、学区地区の自主的な防災対策を進めることは喫緊の課題であり、自治会等との信頼関係や自治会等の社会的地位を守りつつ、地区計画作成を円滑に進め、早期に全ての学区地区で作成させることが急務である。

本市においては、法第5条第2項に基づき市の機能を十分に発揮できるよう小学校区等を単位とする学区地区の居住者等（以下「住民等」という。）で構成する自主防災組織の充実を図るほか、自主防災組織への支援を通じて住民等の自発的な防災活動の促進を図ることが本市の責務であり、全ての自主防災組織で地区計画が作成されるよう、説明会や研修会などの支援に取り組んでいる。

##### (2) 情報提供について

作成一覧表は、地区計画を通じた住民等の自発的な取組の推進又は支援等につなげるため地区計画作成の現状や課題等を自主防災組織の理解を得た上で情報収集し作成したものであり、作成一覧表は公表することを目的としておらず各学区の内訳は随時更新しているが、学区地区の自主防災組織の状況が全体の中で比較されないよう、開示請求時には「作成済み56」、「着手21」、「未着手3」を公表できる情報として情報提供している。

学区地区の自治会等においては、まちづくりの観点から、防犯や生涯学習、高齢者の見守りなど福祉活動、環境美化など自主防災活動以外にも様々な事業に取り組んでおり、学区地区の事情に応じて優先度が決められるため、各学区の内訳は学区地区によって様々であるが、本市では地区計画の作成を来年度までに全80学区地区で完成させる目標を学区地区の自治会等と共有しており、今年度と来年度は地区計画に基づいて行う防災活動に対する補助金制度を設けている。

このため、2014年度（平成26年度）から自主防災活動の促進を図るために必要な資料として防災ガイドブックの全戸配布や自治会等が行う研修会等への講師派遣など広報活動に取り組むとともに、地区計画作成に係る支援者の派遣などを行い、アンケート調査やヒアリングを通じて学区地区ごとの課題等を把握しながら支援の取組を進めており、開示請求時から作成済みの学区地区が

増えて、全体の90パーセント、72学区地区になるなど順調に作成が進んでおり、積極的な広報活動の効果を上げている。

(3) 部分開示(条例第6条第1項第3号該当)について

審査請求人は、地区計画が未作成の自主防災組織に対して作成を促すために各学区の内訳を知りたいとしているが、作成一覧表は実施機関が自主防災組織の状況に応じて必要な支援を行うための資料として自主防災組織の理解を得た上で実施機関が情報収集し作成した公文書であり、たとえ公表を目的としていない公文書であっても全て開示することが原則であるが、条例第6条第1号各号に定める不開示情報は開示することはできない。

審査請求人が自主防災組織に目的を説明して各学区の内訳を直接収集することを拒むものではなく、地区計画の作成状況は各自主防災組織において公表されているが、一覧表となった各学区の内訳を開示した場合、地区計画が作成途上又は未作成である理由、取組経過や課題を承知しないまま他の自治会等と比較され、地区計画が未作成であることをもって他の事業も未実施であるように捉えられるなど誤った評価につながり、自主防災組織運営側である自治会等の役員への不信感、事業運営に対する批判などのおそれがあり、自主防災組織の自発性、独立性が損なわれ、社会的な地位が損なわれることから条例第6条第1項第3号に該当する。

なお、市の計画は国の防災基本計画に基づいて作成したものであり、「市等」の定義をしていないが、「第3節 国民の防災活動の促進」において「国及び地方公共団体は啓発活動等を住民等に対して行う」との記載のうち「国及び地方公共団体」が「市等」に該当すると考えており、自主防災組織の情報は本市の情報ではなく別の法人等の情報である。

したがって、パソコン内のデータを随時更新している各学区の内訳は全80学区地区で完成させる目標達成途上の情報であり、未成熟な情報を公にすることにより市民に誤解を与える恐れがあるが、自主防災組織が条例第6条第1項第5号に定める「国等」に該当しないため、第3号に該当するとした。

(4) 部分開示(条例第6条第1項第6号該当)について

作成一覧表の各学区の内訳を公表することで自主防災組織の社会的な地位等が損なわれた場合、これまで本市が自主防災組織と築いてきた「自助・共助」と「公助」を連携して行う自発的な防災活動に支障を及ぼすおそれがあることに加え、順位付けされ作成を強いられているように受け止められることで自主防災組織の主体性・自主性が委縮し、本市と自主防災組織との信頼関係が損なわれ、協働の観点から本市が地域とともに進めている取組、なかでも地区計画における各自主防災組織の自主性・自発性・独立性を涵養し促進すべき本市の事業の適正な遂行が阻害され、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第6条第1項第6号にも該当する。

以上のことから、各学区の内訳を除いて部分開示とした本件処分に違法又は不当な点は存在しないものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 条例第6条第1項第3号該当性について

作成一覧表の各学区の内訳が開示されることで、地区計画の作成が進んでいない学区の自主防災組織の運営側である自治会が批判されたとしても、学区の自主防災組織にも学区の住民に対する説明責任がある中で自主的な住民自治において議論が生じることは望ましいものである。実施機関は、開示によって自主防災組織の自主性・自発性が委縮し事業の適正な遂行が阻害されると主張するが、いずれも抽象的な可能性を指摘するにすぎず蓋然性がない。

故に、自主防災組織の「社会的地位」が「損なわれると認められるもの」とはいえず、同項第3号には該当しない。

一方、各学区における防災計画作成の足並みが揃わない現状において、学区の住民にとって自らの学区の状況を知るだけでなく他の学区と比較することのできる本件情報は重要である。

とりわけ本件の情報は、間接的とはいえ災害とかかわる情報である。(条例第6条第1項第3号ただし書き参照。)

なお、双方の主張に鑑み補足すると、自主防災組織は「市等」とは別団体と思われるが、これによって一義的に結論が導かれるものではなく、当該団体が情報開示によって受ける社会的地位の低下を個別判断するに過ぎない。

また、「自主防災組織」が「法人その他の団体」に当たることは明らかである。

### (2) 条例第6条第1項第6号該当性について

前項で述べたとおり、開示することによって自主防災組織の利益が損なわれるとはいえないばかりか、「自主防災組織」の目的性質からすれば、むしろ進捗状況を開示して情報交換しながら防災計画を推進することが組織の目的にかなうところである。

そして、同意を得ずに開示しても自主防災組織との信頼関係が損なわれることはなく、自主防災組織に対する強制効果・制裁効果があるとはいえないため、開示することによって自主防災組織の主体性・自主性が委縮することもなく、自主防災活動を促進する事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は抽象的なものに留まり、具体的な蓋然性がない。

故に、同項第6号にも該当しない。

一方、自主防災組織の性格からは他の進捗状況を知り相互に情報交換し計画を推進することは期待されていることであり、自治会等への加入に関わらず、地区計画の有無は市民にとって有用な情報であるとの審査請求人の主張は合理的といえる。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2020年（令和2年）2月18日	諮問書及び弁明書の受理
2020年（令和2年）3月24日	第1回審査会（実施機関の弁明及び質疑並びに審査請求人の意見陳述及び質疑）
2020年（令和2年）4月28日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会を中止
2020年（令和2年）5月29日	第2回審査会（答申の検討等）
2020年（令和2年）6月25日	第3回審査会（答申の検討等）
2020年（令和2年）8月5日	第4回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	せ お よし ひろ 瀬 尾 義 裕	弁護士
副会長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
	なか むら こう き 中 村 晃 基	弁護士

### 3 福山市情報公開運営審議会の運営状況

#### (1) 福山市情報公開運営審議会

審議会は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を確保し、改善を図っていくことを目的として設置され、実施機関の諮問に応じて審議・答申を行うとともに、制度全般にわたって建議することができます。

また、苦情の申出があった場合、速やかに内容を調査し、実施機関は是正措置を講ずるときを除き、審議会の意見を聴いてその取扱いを決定します。そのため、審議会ではその調査に基づき審議、答申することとしています。

2020年度（令和2年度）の情報公開条例第20条に基づく苦情の申出はありませんでした。

#### (2) 福山市情報公開運営審議会の開催状況

開催年月日	内容
2020年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年度の運営状況及び取組経過の報告</li> <li>・福山市立大学の法人化に伴う条例改正について</li> </ul>

#### (3) 福山市情報公開運営審議会委員

2021年（令和3年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長 調 整 員	三谷浩二郎 <small>みたにこうじろう</small>	弁護士
副 会 長	大原 博 <small>おおはら ひろし</small>	福山市自治会連合会副会長
	石井香代子 <small>いし い か よ こ</small>	福山大学教授
	小林貞子 <small>こばやしきだこ</small>	福山市女性連絡協議会会長
	内田隆士 <small>うちだ たかし</small>	連合広島福山地域協議会事務局長
	榊原 則 男 <small>さかき はら のり お</small>	福山市議会議員
	小野 裕 之 <small>おの ひろゆき</small>	部落解放同盟福山市協議会副議長
	神原悦朗 <small>かんばんら えつろう</small>	福山市職員労働組合連合会中央執行委員長
	小林巧平 <small>こばやしこうへい</small>	福山市総務局長

任期：2019年（令和元年）7月1日～2021年（令和3年）6月30日

## 4 情報提供の状況

### (1) 市政情報室の利用

市政に関する情報を広く提供するため、1993年（平成5年）4月から市政情報室を開設しています。各種刊行物、統計資料等の市政に関する資料を自由に閲覧できます。

### (2) 市政情報室の資料

区 分	主 な 資 料 名
① 福山市が発行した刊行物	えっと福山, 市政概要, 広報ふくやま, 第四次福山市総合計画, 地域防災計画, 各会計予算書, 各会計歳入歳出決算書, 主要な施策の成果等説明書, 税務概要, 次世代育成支援対策推進行動計画, 高齢者保健福祉総合計画, 障害者保健福祉総合計画, 福山の環境, 清掃事業概要, 水防計画, 建築統計, 都市マスタープラン, 健康ふくやま21, 保健所事業概要, 議会会議録, 上下水道局事業年報, 消防年報, 福山市史, 福山市議会史, 統計ふくやま, 福山市例規集ほか
② 国が発行した刊行物	国勢調査報告書, 日本統計年鑑, 日本の統計, 工業統計表, 商業統計表ほか
③ 広島県が発行した刊行物	広島県統計年鑑, 広島の工業, 商業統計調査報告, 農業センサス結果報告書, 県法規ほか
④ その他	現行法規総覧, 行政通達集, 自治六法, 自治用語辞典, 広辞苑, 知恵蔵, 地方行政ゼミナール, 全国市町村要覧, 判例地方自治, ガバナンス, アーカイブズ, 市政, 季報, 新聞, 自治体ソリューションほか

## 5 啓発活動の状況

情報公開制度の適正な運用を確保するとともに、この制度の趣旨・利用方法を市民に広く周知するため、次の取組みを行いました。

### (1) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2020年（令和2年）6月に、2019年（令和元年度）の運営状況を公表しました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2020年（令和2年）6月号で、2019年（令和元年度）の運営状況を公表しました。

### (2) 研修会の実施

#### 職員研修

（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
新採用職員	2020年4月7日～8日（2回）	148人
	（計2回）	計148人

## 6 その他

### (1) 情報公開条例の改正経過

- 1993年7月1日 福山市情報公開条例(旧条例)施行
- 2001年7月 情報公開制度に係る検討会設置
- 2002年3月26日 3月議会にて福山市情報公開条例全部改正案可決
- 2002年7月1日 福山市情報公開条例(新条例)施行
- 2003年2月3日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2004年4月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2005年2月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2006年3月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2006年4月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2007年10月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2012年4月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2014年4月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2016年4月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2017年3月28日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
- 2021年4月1日 福山市情報公開条例(一部改正条例)施行※

※地方独立行政法人化した福山市立大学を実施機関に加えた。

## **(2) 文書取扱規程の改正**

2021年3月28日 福山市文書取扱規程(一部改正)施行  
※保存年限第1種を永年から30年に変更した。

# Ⅲ 資 料

# 福山市個人情報保護条例

平成15年6月30日条例第38号

福山市個人情報保護条例（平成2年条例第24号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の収集、保有及び利用（第6条—第13条）
- 第3章 個人情報取扱業務（第14条—第16条）
- 第4章 開示請求等
  - 第1節 開示（第17条—第26条）
  - 第2節 訂正、削除及び中止（第27条—第33条）
- 第5章 救済措置（第34条・第35条）
- 第6章 附属機関（第36条—第39条）
- 第7章 ネットワークに係る個人情報の取扱い（第40条—第43条）
- 第8章 雑則（第44条—第52条）
- 第9章 罰則（第53条—第57条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、個人情報に関する市民の権利を保障するとともに、市、市民及び民間事業者の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人に関して記録された情報に含まれる当該法人の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

5 この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（特別職の職員を含む。以下同じ。）が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する

業務をいう。以下同じ。)に係る職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、公文書(福山市情報公開条例(平成14年条例第2号)第2条第4項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者の職員が市の指定管理業務に係る職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

10 この条例において「本人」とは、個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(一部改正〔平成17年条例38号・101号・23年32号・25年46号・27年35号・29年27号・令和3年6号〕)

(市の責務)

第3条 市は、個人の基本的な人権を擁護するため、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内に事務所又は事業所を有する民間事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 市の指定管理者は、個人の尊厳に係る基本的な人権を擁護するため、個人情報の保護に努めるとともに、前条第1項に規定する個人情報に関する市の施策を実施し、又は実施に協力しなければならない。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的な人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(民間事業者の責務)

第5条 民間事業者(市民の個人情報を保有し、又は利用するものに限る。以下同じ。)は、その事業活動の実施に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報に係る市民の基本的な人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集、保有及び利用

(収集等の原則)

第6条 実施機関等(実施機関及び市の指定管理者をいう。以下同じ。)は、個人情報の収集、保有又は利用(以下「収集等」という。)に当たっては、当該個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)を明確にした上で、その所掌する事務(市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務をいう。以下同じ。)に必要な最小限の範囲内で適正に行わなければならない。

2 実施機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有する合理的な範囲を超えて行ってはならない。この場合において、保有個人情報を歴史的、文化的な資料若しくは学術研究の資料とするため又はその判断を行うまでの間保管するための利用目的の変更については、合理的な範囲内とする。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(収集等の制限)

第7条 実施機関等は、人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の基本的人権の侵害が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報の収集等を行ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めに基づくとき、又は所掌する事務の執行のために必要があると認められる場合で、市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例38号・29年27号〕)

(直接収集)

第8条 実施機関等は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。

2 実施機関等は、前項の規定により個人情報を収集しようとするときは、規則で定める事項を本人に明示しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 公表された事実であるとき。

(5) その他実施機関等の所掌する事務の執行のために必要があると認められる場合で、市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

4 実施機関等は、前項第3号又は第5号に掲げるときに該当するものとして本人以外のものから個人情報の収集を行ったときは、次に掲げるときを除き、規則で定めるところによりその事実を本人に通知しなければならない。

(1) 本人の行方が知れないとき。

(2) 市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

5 申請その他これに類する行為により実施機関等が個人情報を収集したときは、本人から直接収集したものとみなす。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関等は、前条第3項各号に掲げるときを除き、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、利用目的の達成に必要な最小限の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）又は外部への提供（実施機関相互の提供及び実施機関から市の指定管理業務の範囲内で行う市の指定管理者への提供を除く。以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

2 保有個人情報の目的外利用又は外部提供について、他の実施機関等があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は外部提供を行おうとする実施機関等が前条第3項第1号に規定する同意を得たものとみなす。

3 実施機関等は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うため本人の同意を得ようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を本人に明示しなければならない。

4 実施機関等は、前条第3項第3号又は第5号に掲げるときに該当するものとして保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、次に掲げるときを除き、規則で定めるところによりその事実を本人に通知しなければならない。

(1) 本人の行方が知れないとき。

(2) 市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕)

(保有特定個人情報の利用及び提供の制限)

第9条の2 実施機関等は、保有特定個人情報の目的外利用を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の目的外利用を行うことができる。ただし、保有特定個人情報の目的外利用を行うことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供を行ってはならない。

4 前条第2項から第4項までの規定は、保有特定個人情報の目的外利用を行う場合について準用する。

（追加〔平成27年条例35号〕、一部改正〔平成27年条例35号〕）

（外部提供を受けるものに対する措置要求）

第10条 実施機関等は、保有個人情報の外部提供を行う場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

（適正管理）

第11条 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理のため次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去又は現在の事実と正確に合致させること。

(2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(3) 保有個人情報の漏えい又は不当な利用を防止すること。

3 実施機関は、前項の措置を講ずるに当たり必要があるときは、他の実施機関等又は受託者に対し必要な指示を行うことができる。

4 実施機関は、保有個人情報が不要となった場合は、規則の定めるところにより、当該保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

（職員の責務）

第12条 個人情報の収集等を行う実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（市の指定管理者及び職員の責務等）

第12条の2 第11条第1項及び第2項の規定は、市の指定管理者が保有する保有個人情報の適正管理について準用する。

2 市の指定管理者は、実施機関から第11条第3項の指示があったときは、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

3 市の指定管理者は、保有個人情報と市の指定管理業務以外の用に供する個人情報を分離し、又は容易に識別できるよう区分して適切に管理しなければならない。

4 市の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当することにより個人情報の収集等の全部又は一部を停止するときは、実施機関の指示に従い、保有個人情報の引継ぎ、廃棄、消去その他の適正な処理を行わなければならない。

(1) 市の指定管理者の指定の期間が満了したとき。

(2) 市の指定管理業務が廃止されたとき。

(3) 市の指定管理者の指定が取り消されたとき。

- (4) 市の指定管理業務の全部又は一部が停止されたとき。
- 5 市の指定管理業務に従事する職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後又は市の指定管理業務が終了した後も、同様とする。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(受託者の責務)

第13条 実施機関から個人情報の処理に関する業務の委託を受けた者は、当該受託業務の範囲内で個人情報の適正な維持管理のため、第11条第2項第2号及び第3号に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該受託業務が終了した後も、同様とする。

### 第3章 個人情報取扱業務

(個人情報取扱業務の通知等)

第14条 実施機関等は、その所掌する事務の目的を達成するために保有個人情報を取り扱う業務（個人情報の処理の全部又は一部を他に委託して行う場合を含む。以下「個人情報取扱業務」という。）を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱業務の名称
  - (2) 個人情報取扱業務における保有個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報取扱業務に利用する保有個人情報の項目
  - (4) 個人情報取扱業務を行う実施機関名及び組織名（市の指定管理者にあっては、その名称、管理する施設の名称及び実施機関の名称）
  - (5) その他規則で定める事項
- 2 実施機関等は、個人情報取扱業務を終了したときは、市長に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより当該通知を受けた事項を福山市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(個人情報取扱業務の公表)

第15条 市長は、実施機関等の個人情報取扱業務の状況について、規則で定めるところにより公表しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(個人情報取扱業務通知書の閲覧)

第16条 市長は、第14条第1項の規定により実施機関等から通知された事項について、規則で定めるところにより一般の閲覧に供さなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

### 第4章 開示請求等

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第17条 何人も、実施機関（市の指定管理者が保有する保有個人情報にあっては、当該市の指定管理者を指定した実施機関）に対し、保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）であつて、自己を本人とするものの開示の請求を行うことができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第21条第2項において同じ。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を行うことができる。

- 3 実施機関は、障害、疾病その他の理由により、本人が保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）の開示請求を行うことが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。
- 4 実施機関は、心神耗弱等により本人が開示請求の意思を表明することができない場合（本人に第2項の法定代理人が置かれている場合を除く。）において、本人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による保有個人情報の開示請求を認めることができる。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（保有個人情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求に係る本人の評価又は選考に関する情報であつて、開示請求に係る本人に知らせないことに理由があると認められるもの
- (2) 医療に関する診断、判定等に関する情報であつて、開示請求に係る本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 法令等の定めるところ又は実施機関等が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
- (4) 開示請求に係る本人以外の個人情報又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関等が作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの
  - エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務（指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。）の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (5) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理業務に関する情報を除く。）又は開示請求に係る本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は社会的差別を助長するおそれがある情報
- (7) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理業務に関する情報に限

る。)であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(8) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(9) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求に係る本人以外のもの（以下「第三者」という。）が実施機関等の要請（市の指定管理者にあつては、市の指定管理業務に関するものに限る。）を受けて、開示しないとの条件で任意に提供したもの（指定管理者が提供する場合にあつては、指定管理業務に関するものを除く。）であって、第三者において通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例2号・17年38号・19年36号・令和3年6号〕）

（部分開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第4号の情報（開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求に係る本人以外の特定の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第18条第1項第3号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（開示請求の方法）

第21条 開示請求は、実施機関に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開

示請求書」という。)を提出して行わなければならない。

- 2 前項の場合において、開示請求を行う者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(第17条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を有すること及び当該法定代理人であること、同条第3項又は第4項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人が請求できない旨、開示請求を行う資格を有すること及び当該開示請求を行う者であること。)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

(開示請求に対する決定等)

第22条 実施機関は、開示請求書の提出があつたときは、提出があつた日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の開示の諾否の決定(第18条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る保有個人情報が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。)を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る保有個人情報を開示するときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。
- 4 実施機関は、開示決定等を行った場合において、当該開示決定等の内容が第18条第1項各号に掲げる不開示情報に該当するものとして、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の開示を拒むものであるとき、又は同条第2項の規定により開示請求を拒むものであるときは、福山市個人情報保護審議会に報告するものとする。

(開示決定等の期限の特例)

第23条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。

(第三者等保護に関する手続)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市以外のもの(開示請求に係る本人を除く。)に関する情報又は第三者が提供した第18条第1項第9号の情報が含まれる場合において、開示決定等を行うに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの

又は当該第三者（以下「第三者等」という。）に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定を行ったときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関等により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を行った実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送を行った実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第25条の2 実施機関は、市の指定管理者が保有する保有個人情報に対して開示請求があったときは、当該市の指定管理者に対し、開示請求のあった保有個人情報が記録された公文書を提出するよう求め、及び当該保有個人情報の開示に必要な手続を実施するよう指示するものとする。

- 2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例38号〕）

（保有個人情報の開示の方法）

第26条 保有個人情報の開示は、実施機関が第22条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- 2 保有個人情報の開示は、規則で定めるところにより、閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、保有個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

- 3 実施機関は、第24条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定を行うときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かななければならない。

第2節 訂正、削除及び中止

（訂正の請求）

第27条 何人も、保有個人情報であって、自己を本人とするものの内容が事実でないと思料するときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関（市の指定管理者が保有する保有個人情報にあっては、当該市の指定管理者を指定した実施機関をいう。次条及び第29条において同じ。）に対し、当該保有個人情報の全部又は一部の訂正（追加を含む。以下同じ。）を請求することができる。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（削除の請求）

第28条 何人も、保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）であって、自己を本人とするものが次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する

と意料するときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の全部又は一部の削除を請求することができる。

(1) 第6条、第7条若しくは第8条第1項から第3項まで又は番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保有されているとき。

(2) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

（全部改正〔平成27年条例35号〕、一部改正〔平成27年条例35号・29年27号〕）

（中止の請求）

第29条 何人も、保有個人情報であって、自己を本人とするものが第7条、第9条第1項若しくは第3項又は第9条の2（同条第4項にあつては、第9条第3項を準用する部分に限る。）の規定に違反して、利用され、若しくは利用されるおそれがあると思料するとき、又は提供され、若しくは提供されるおそれがあると思料するときは、規則で定めるところにより、実施機関に対し、その中止を請求することができる。

（全部改正〔平成27年条例35号〕）

（訂正等請求による一時停止）

第30条 実施機関等は、前3条の規定による請求（以下「訂正等請求」という。）があつたときは、当該訂正等請求に対する決定を行うまでの間、当該保有個人情報の利用又は提供を一時停止し、又はその市の指定管理者に当該保有個人情報の利用又は提供を一時停止させなければならない。ただし、一時停止を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 実施機関等が前項ただし書の規定により一時停止を行わなかったときは、実施機関は、その事実を福山市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（保有個人情報の訂正等の義務）

第31条 実施機関は、訂正等請求を受けたときは、当該訂正等請求について調査し、当該訂正等請求に理由があると認めるときは、実施機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲で、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正若しくは削除又は利用若しくは提供の中止（以下「訂正等」という。）を行わなければならない。ただし、訂正等請求に応じることにより、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正等請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（市の指定管理業務に係る訂正等の指示）

第31条の2 市の指定管理者の保有個人情報に対して訂正等請求があつたときは、実施機関は、当該市の指定管理者に対し、当該訂正等請求のあつた保有個人情報について調査に応じ、又は関係資料を提出するよう求め、必要があるときは、当該保有個人情報について訂正等を行うよう指示するものとする。

2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例38号〕）

（訂正等請求の手続）

第32条 訂正等請求は、訂正等請求の趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 第17条第2項から第4項まで、第21条第2項から第4項まで、第22条第1項及び第2項、第23条並びに第25条の規定は、訂正等請求の手続について準用する。この場合において、第22条第1項中「第18条第2項」とあるのは、「第31条ただし書」と読み替えるものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

第33条 実施機関等が訂正等請求に基づく保有個人情報の訂正等（情報提供等記録にあっては、第27条の規定による請求に係る保有個人情報の訂正に限る。）を行った場合において、実施機関が必要があると認めるときは、当該実施機関は、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

## 第5章 救済措置

### （苦情の申出）

第34条 市民又は市内に住所を有しないが、実施機関等に個人情報が保有されている者は、自己の個人情報の取扱いについて、実施機関等が法令等に違反し、又は不当な取扱いを行っているとき、規則で定めるところにより、当該実施機関等に対し苦情の申出を行うことができる。ただし、次条第1項の審査請求ができる場合は、この限りでない。

- 2 前項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。
- 3 実施機関は、苦情の申出があったとき、又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。
- 5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。
- 6 実施機関は、苦情の申出の内容が開示請求又は訂正等請求に関する決定に係るもので次条第1項の規定による審査請求を行うことができるものであるときは、前3項の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、苦情を申し出た者に対し次条第1項の規定による審査請求を行うことができる旨を通知しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕）

### （審査請求）

第35条 開示請求又は訂正等請求に対する決定又はその不作為について不服があるものは、審査請求を行うことができる。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。
- 3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。
- 4 実施機関は、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく福山市個人情報保護審査会に当該審査請求について諮問し、裁決を行わなければならない。
  - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。）
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合
- 5 前項の規定により諮問を行った実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問を行った旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）
  - (2) 開示請求者又は訂正等請求を行った者（これらの者が審査請求人又は参加人である

場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対の意見書を提出した第三者等  
(当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

6 実施機関は、第26条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から  
審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとす  
る。

7 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。

(1) 開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する場合に限  
る。)に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決  
定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三  
者等である参加人が当該第三者等に関する情報の開示に反対の意思を表示している場  
合に限る。)

(一部改正〔平成28年条例7号〕)

## 第6章 附属機関

(福山市個人情報保護審査会)

第36条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市個人情報  
保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

3 審査会の委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし  
得る者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期  
間とする。

5 審査会の委員は、再任されることができる。

(一部改正〔平成28年条例7号〕)

(審査会の調査)

第37条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問を行った実施機関(以下「諮問実施  
機関」という。)に対し、審査請求のあった開示請求又は訂正等請求に対する決定に係  
る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合において  
は、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めすることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは  
ならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示  
請求又は訂正等請求に対する決定に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法に  
より分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、第1項に規定する公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実  
施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、  
又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。

5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下  
「審査請求人等」という。)に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び諮問に係る保  
有個人情報を保有する市の指定管理者に資料の提出を求め、適当と認める者にそ  
の知っている事実を陳述させることその他必要な調査を行うことができる。

6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査  
請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機  
会を与えなければならない。

7 審査会は、第35条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日  
以内に答申するよう努めなければならない。

8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要があると認め  
るときは、公開とすることができる。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(提出資料の閲覧等)

第38条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(福山市個人情報保護審議会)

第39条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、福山市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行い、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

3 審議会は、9人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情の申出に係る審議その他審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 第36条第3項から第5項まで並びに第37条第5項及び第6項の規定は、審議会について準用する。

(一部改正〔平成17年条例38号・26年102号〕)

第7章 ネットワークに係る個人情報の取扱い

(ネットワークによる個人情報の送受信に関する措置)

第40条 市長は、ネットワーク(法令等の規定に基づき、市が管理する電子計算機と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の関係機関(以下「関係機関等」という。))が管理する電子計算機との間を結ぶ情報通信ネットワークをいう。以下この条において同じ。)を通じての保有個人情報の送信(以下「ネットワーク送信」という。)を行う場合、又はネットワークを通じての関係機関等の保有する個人情報の受信(以下「ネットワーク受信」という。)を行う場合には、その適正な運用を図るとともに、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔平成16年条例2号〕)

(関係機関等への調査の要請)

第41条 市長は、ネットワーク送信を行った場合において、当該保有個人情報の漏えいし、又は法令等の規定に違反して使用されていると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、関係機関等その他必要と認めるものに対し、調査及び報告を求めるものとする。

(調査及び関係機関等への報告)

第42条 市長は、ネットワーク受信を行った場合において、当該保有個人情報の漏えいし、又は法令等の規定に違反して使用されていると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、調査を行うとともに、関係機関等に対し、当該調査の結果を報告するものとする。

(保有個人情報を保護するための措置)

第43条 市長は、第41条の規定による報告又は前条の規定による調査により、基本的人権の保護のために必要があると認めるときは、保有個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければ

ならない。

- 3 市長は、ネットワーク送信又はネットワーク受信において、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について審議会に報告しなければならない。

#### 第8章 雑則

(費用負担)

第44条 保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付に要する費用は開示請求者の負担とする。

(他の制度との調整)

第45条 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示又は訂正等の手続が別に定められているときは、その定めるところによるものとする。

(一部改正〔平成27年条例35号〕)

(市の指定管理者の表示義務等)

第45条の2 市の指定管理者であって個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第4項に規定する個人情報データベース等をいう。）を事業の用に供するものは、市の指定管理業務に係る保有個人情報を取り扱うに当たっては、保有個人情報についての開示請求及び訂正等請求は実施機関に対し行うことその他規則で定める事項をあらかじめ表示し、又は本人が容易に知り得よう措置を講じなければならない。

(追加〔平成17年条例38号〕、一部改正〔令和3年条例6号〕)

(民間事業者への調査、指導等)

第46条 市長は、民間事業者がその事業活動の実施に当たって、個人情報に係る基本的人権を侵害する行為を行うおそれがあると認めるときは、当該民間事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員をして質問その他の調査を行わせることについて協力を要請することができる。

- 2 市長は、民間事業者がその事業活動の実施に当たって、個人情報に係る基本的人権を侵害する行為を行っているとき、当該民間事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告を行うことができる。

- 3 市長は、民間事業者が第1項に規定する協力要請を拒んだとき、又は前項に規定する勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

(出資法人の責務)

第47条 市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じなければならない。

(公共的団体等への要請)

第48条 市長は、市が出資している法人（前条に規定する法人を除く。）又は事業運営費を助成している公共的団体等に対して、この条例の趣旨に基づき個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう、必要に応じて要請するものとする。

(国等への要請)

第49条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して、個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(市長の調整)

第50条 市長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関し、市長以外の実施機関等に対し、報告を求めるとともに、助言を行うことができる。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(運営状況の公表)

第51条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による個人情報保護制度の運営状況について公表しなければならない。

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者、市の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 市の指定管理業務に従事する職員が、専らその業務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（全部改正〔平成28年条例7号〕、一部改正〔平成29年条例27号〕）

第56条 法人（法人でない市の指定管理者で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第53条又は第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年8月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の福山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条から第19条までの規定による個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為（旧条例附則第4項の規定により旧条例の規定によりされたものとみなされる新市町個人情報保護条例（平成11年新市町条例第1号。以下「新市町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為を含む。）は、改正後の福山市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定によりされたものとみなす。

4 旧条例第26条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）は、新条例第36条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例第27条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第39条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にそれぞれ新条例第36条第3項又は新条例第39条第5項において準用する新条例第36条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第26条第

- 4 項（旧条例第27条第5項において準用する場合を含む。）の規定による審査会又は審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 6 平成15年2月3日（以下この項及び附則第10項において「編入日」という。）前に内海町又は新市町の職員であって、編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの（以下「旧町職員」という。）に対する第12条の規定の適用については、旧町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報、同条に規定する個人情報とみなす。  
（一部改正〔平成16年条例46号〕）
- 7 新市町条例第4条、第29条第9項若しくは第30条第8項に規定する者でその職を退いたもの又は新市町条例第9条第3項に規定する者で当該業務が終了したのものに対しては、これらの規定は、この条例の施行の日以後も、なお効力を有する。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の日以後にした附則第7項の規定によりなお効力を有するとされる新市町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項又は第30条第8項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、新市町条例の例による。
- 10 旧町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（沼隈町の編入に伴う経過措置）
- 11 沼隈町の編入の日（次項から附則第16項までにおいて「編入日」という。）の前日において沼隈町が保有する個人情報は、この条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 12 編入日の前日までに沼隈町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成3年沼隈町条例第456号）第9条の規定によりされた申請及び同条例第13条の規定によりされた苦情の申出については、同条例の例による。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 13 沼隈町の編入により実施機関が保有することとなる個人情報に係る第3章に規定する手続は、同章の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 14 編入日前に沼隈町の職員であって編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの（以下「旧沼隈町職員」という。）に対する第12条の規定の適用については、旧沼隈町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報は、同条に規定するその職務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 15 編入日前に沼隈町から委託を受けた個人情報の処理に関する業務に従事していた者であって編入日以後引き続き実施機関から委託される業務に従事するもの（以下「旧沼隈町の受託業務従事者」という。）に対する第13条第2項の規定の適用については、旧沼隈町の受託業務従事者が編入日前にその業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 16 旧沼隈町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧沼隈町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）  
（神辺町の編入に伴う経過措置）
- 17 附則第21項を除くほか、神辺町の編入の日（次項から附則第24項までにおいて「編入日」という。）の前日までに神辺町個人情報保護条例（平成13年神辺町条例第1号。以下「神辺町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条

例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(追加〔平成17年条例101号〕)

- 18 編入日の前日において神辺町が保有する個人情報、この条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 19 編入日前に神辺町の職員であって編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの(以下「旧神辺町職員」という。)に対する第12条の規定の適用については、旧神辺町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報は、同条に規定するその職務に関して知り得た個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 20 編入日前に神辺町から委託を受けた個人情報の処理に関する業務に従事していた者であって編入日以後引き続き実施機関から委託される業務に従事するもの(以下「旧神辺町の受託業務従事者」という。)に対する第13条第2項の規定の適用については、旧神辺町の受託業務従事者が編入日前にその業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 21 神辺町の編入により、実施機関が保有することとなる個人情報に係る第3章に規定する手続は、同章の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 22 神辺町条例第4条、第29条第9項若しくは第30条第8項に規定する者で編入日の前日までにその職を退いたもの又は神辺町条例第9条第3項に規定する者で編入日の前日までに受託した処理業務が終了したものに対しては、これらの規定は、編入日以後も、なお効力を有する。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 23 編入日の前日までにした神辺町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項若しくは第30条第8項の規定に違反する行為又は編入日以後にした前項の規定によりなお効力を有するものとされる神辺町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項若しくは第30条第8項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、神辺町条例の例による。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 24 旧神辺町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧神辺町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報(保有個人情報に限る。)は、保有個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)  
(地方独立行政法人の設立に伴う経過措置)
- 25 市が設立する地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。  
(追加〔令和3年条例6号〕)
- 26 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、これを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。  
(追加〔令和3年条例6号〕)
- 附 則(平成16年3月12日条例第2号)  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年12月20日条例第46号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
（個人情報の収集等に関する特例）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正後の第2条第5項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）が同項に規定する市の指定管理業務（以下「市の指定管理業務」という。）上保有する個人情報は、改正後の福山市個人情報保護条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
（継続指定管理者職員に対する個人情報の保護に関する経過措置）
- 3 施行日前に市の指定管理業務に従事していた者であって施行日以後引き続き市の指定管理業務に従事する者となったもの（以下「継続指定管理者職員」という。）に対する改正後の第12条の2第5項の規定の適用については、継続指定管理者職員が施行日前に市の指定管理業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（苦情の申出に関する経過措置）
- 4 この条例の施行前に改正前の第34条第1項の規定により行われた苦情の申出については、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）
- 5 継続指定管理者職員に対する改正後の第53条及び福山市個人情報保護条例第54条の規定の適用については、継続指定管理者職員が施行日前に市の指定管理業務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）
- 6 福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年条例59号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則（平成17年12月20日条例第101号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第36号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第32号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
（処分等に関する経過措置）
- 第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。  
（罰則に関する経過措置）
- 第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則（平成25年12月26日条例第46号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成26年12月19日条例第102号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中福山市個人情報保護条例第55条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# 福山市情報公開条例

平成14年3月26日条例第2号

福山市情報公開条例（平成5年条例第1号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第9条）
- 第3章 公文書の開示の手續（第10条—第16条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第17条—第19条）
- 第5章 救済措置（第20条・第21条）
- 第6章 附属機関（第22条—第25条）
- 第7章 雑則（第26条—第31条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、基本的人権の確立を基底に、市民の知る権利を具体化するため公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするよう努め、市民と市政の信頼関係を増進し、もって地方自治の本旨に即した市民自治の推進及び市民生活の利便性の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する業務をいう。以下同じ。）に係る職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク、磁気テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、市民の利用に供することを目的として作成又は収集をし、管理をしているもの

5 この条例において「公文書の開示」とは、この条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（一部改正〔平成17年条例37号・23年32号・25年46号・令和3年6号〕）

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用しなければならない。

2 個人に関する情報については、個人の尊厳を守るため、当該情報をみだりに公にする

ことのないよう最大限の配慮をしなければならない。

- 3 実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、公文書の開示の手続その他この条例に基づく事務の執行に当たっては、迅速、的確かつ公正に行うよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 前条の規定は、市の指定管理者について準用する。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

(全部改正〔平成29年条例4号〕)

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関若しくは市の指定管理者が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関又は市の指定管理者が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
  - エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。)の職務(指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。)の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (3) 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報(指定管理業務に関する情報を除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は

社会的差別を助長するおそれがある情報

(5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(7) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関又は市の指定管理者の要請（市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務に係るものに限る。）を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報（指定管理者が提供する場合にあっては、指定管理業務に関する情報を除く。）であって、第三者において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・19年36号・令和3年6号〕）

（公文書の部分開示）

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による公文書の裁量的開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第6条第1項第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めると

きは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

## 第9条 削除

(削除〔平成29年条例4号〕)

### 第3章 公文書の開示の手続

(開示請求の方法)

第10条 開示請求は、実施機関（市の指定管理者が保有する公文書の開示請求は、当該市の指定管理者を指定した実施機関）に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出してしなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示の諾否の決定（第6条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る公文書が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る公文書を開示するときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

- 3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。

(第三者等保護に関する手続)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市以外のものに関する情報又は第三者が提供した第6条第1項第7号の情報が含まれる場合において、開示決定等をするに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの又は当該第三者（以下「第三者等」という。）に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該公文

書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書を市の指定管理者が保有するときは、当該公文書を保有する市の指定管理者に対し、当該公文書の提出その他の公文書の開示に必要な手続を指示するものとする。

2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例37号〕）

（公文書の開示の方法）

第15条 公文書の開示は、実施機関が第11条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

2 閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

3 実施機関は、第13条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かなければならない。

（費用負担）

第16条 公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は無料とし、公文書の写しに要する費用は開示請求者の負担とする。

#### 第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第17条 市は、その保有する情報（市の指定管理者が保有する市の指定管理業務に関する情報を含む。）を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による公文書の開示を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（情報提供施策の整備拡充）

第18条 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の整備拡充に努めるものとする。

（情報公表制度の整備拡充）

第19条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表制度の整備拡充に努めるものとする。

#### 第5章 救済措置

(苦情の申出)

第20条 この条例の運用に関して実施機関又は市の指定管理者が行う措置（開示決定等を除く。）について不服があるものは、当該実施機関又は当該市の指定管理者若しくは当該市の指定管理者を指定した実施機関に対し苦情の申出をすることができる。

2 前項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。

3 実施機関は、苦情の申出又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定による調査の結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。

5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市情報公開運営審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(審査請求)

第21条 開示決定等又はその不作為に関して不服があるものは、審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。

4 実施機関は、審査請求があったときは、当該審査請求が次に掲げる場合であるときを除き、遅滞なく福山市情報公開審査会に諮問し、裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。）

5 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対の意見書を提出した第三者等（当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

6 実施機関は、第15条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとする。

7 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。

(1) 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する場合に限る。）に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者等である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・28年7号〕)

#### 第6章 附属機関

(福山市情報公開審査会)

第22条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、情報公開制度に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕）

（審査会の調査）

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び審査請求のあった開示決定等に係る公文書を保有する市の指定管理者に資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 審査会は、第21条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。

（一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕）

（提出資料の閲覧等）

第24条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

- 2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

（一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕）

（福山市情報公開運営審議会）

第25条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、福山市情報

公開運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、情報公開制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行う。
- 3 審議会は、9人以内の委員をもって組織する。
- 4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情の申出に係る審議その他審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 5 第22条第3項から第6項まで並びに第23条第5項及び第6項の規定は、審議会について準用する。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

#### 第7章 雑則

（他の制度との調整）

第26条 公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が別に定められている場合（その期間が定められている場合にあつては、その期間内に限る。）は、その定めるところによるものとする。

（公共的団体等への要請）

第27条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（市長の調整）

第28条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関し、市長以外の実施機関及び市の指定管理者に対し報告を求めるとともに、助言をすることができる。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（公文書の検索資料の作成等）

第29条 実施機関及び市の指定管理者は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（運営状況の公表）

第30条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による情報公開制度の運営状況について公表しなければならない。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）は、次に掲げる公文書について適用する。

（1）この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

（2）改正前の福山市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）

（3）旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書で開示を行うための整理が完了したもの（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）

- 3 この条例の施行前にされた旧条例第9条の規定による公文書の閲覧等の請求（旧条例第8条の規定による公文書の閲覧等の申出を含む。）に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

- 4 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりしたものとみなす。

- 5 旧条例第18条第1項の規定により設置された福山市情報公開審査会（以下「旧審査会」という。）は、新条例第22条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例

第19条第1項の規定により設置された福山市情報公開運営審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第25条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 6 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にそれぞれ新条例第22条第3項又は新条例第25条第5項において準用する新条例第22条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第18条第4項（旧条例第19条第5項において準用する場合を含む。）の規定による審査会又は審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行前に旧審査会又は旧審議会の委員であった者については、この条例の施行の日に新条例第22条第1項の規定により設置された審査会又は新条例第25条第1項の規定により設置された審議会の委員を退いた者とみなして、新条例第22条第6項（新条例第25条第5項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
- 8 旧条例第6条第6号に規定する情報であって、この条例の施行前に開催された当該合議制機関等の会議に係るものが記録されている公文書の開示については、なお従前の例による。
- 9 実施機関は、前項に規定する情報が記録されている公文書について、可能な限り情報の公開を行うため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 10 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書であって、旧条例に基づき、閲覧等を行うための整理が完了したもの以外のものについて開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。  
（一部改正〔平成29年条例4号〕）  
（内海町及び新市町の編入に伴う経過措置）
- 11 内海町及び新市町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに内海町及び新市町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
（追加〔平成14年条例56号〕）
- 12 編入日以後に内海町及び新市町の区域に存する出先機関に属する職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。  
（追加〔平成14年条例56号〕）  
（沼隈町の編入に伴う経過措置）
- 13 沼隈町の編入の日の前日までに同町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
（追加〔平成16年条例45号〕）  
（神辺町の編入に伴う経過措置）
- 14 附則第11項の規定は、神辺町の編入について準用する。この場合において、同項中「内海町及び新市町」とあるのは、「神辺町」と読み替えるものとする。  
（追加〔平成17年条例100号〕）  
（地方独立行政法人の設立に伴う経過措置）
- 15 市が設立する地方独立行政法人の成立の日（以下「成立日」という。）前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。  
（追加〔令和3年条例6号〕）
- 16 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、こ

れを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(追加〔令和3年条例6号〕)

附 則 (平成14年12月20日条例第56号)

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則 (平成16年3月12日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日条例第45号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正後の第2条第4項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）の職員が作成し、又は取得した公文書については、改正後の福山市情報公開条例附則第2項第2号に規定する旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）を適用する。

3 この条例の施行後に市の指定管理者の職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、新条例第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。

附 則 (平成17年12月20日条例第100号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月21日条例第36号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月22日条例第32号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又

は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

- 2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（福山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の福山市情報公開条例第9条の規定による申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2020年度(令和2年度)

個人情報保護制度・情報公開制度

運 営 状 況 報 告 書

2021年(令和3年)10月発行

福山市総務局総務部情報管理課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

TEL084-928-1138